

平成 24 年第 3 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日 平成 24 年 9 月 12 日 (水)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 9 月 13 日 (木) (午前 9 時 00 分)

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 中郷 徹 教育長 山口 典郎
 総務課長 林 裕紀 会計管理者 前田 浩三 税務住民課長 田畑 良和
 生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
 建設課長 松田 幸一 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
 総務課長補佐 見並 智俊 教育委員長 加藤 禎一 監査委員 中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同書記 宮本 尚美 同書記 内山 治久

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
北川 雅紀 P2~P17	1. 人選と住民の声を聞く手段について 2. オンデマンドバスについて 3. 城 (ぐすく) について
奥川 直人 P17~P31	1. 議会での一般質問の機会を行政としてどの様に受け止めているか 2. 農地・水・環境保全対策事業の今後の展開について 3. 協働の最重点テーマである町防災体制について

中瀬 信之 P31～P42	1. 防災井戸の有用性と今後の対策について 2. 平成23年12月定例議会での質問の進捗状況について (公共施設内の車イス・思いやり駐車スペースの件について)
北 守 P42～P53	1. 国土調査法に基づく地籍調査の実施について 2. 有害鳥獣被害対策について
山本 静一 P53～P58	1. 職員研修について

開議の宣告

○議長（風口 尚）

ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 坪井 信義君 4番 北川 雅紀君

の2名を指名いたします。

一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは、まず最初に、4番 北川 雅紀君の質問を許します。

4番 北川 雅紀君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 4番 北川。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、大きくは1つ、テーマが人選、職員の選び方や審議会など町民で組織する中にどういった人を入れるのか、そういう職員のことでもあり、町民を選ぶ組織の人選、そういうものをテーマに1つお聞きさせていただいて、あと2つ、オンデマンドバスについて、それと玉城のインターの前の産直施設城（ぐすく）についてというので、3つさせていただきます。

では、1つ目なんですけど、制度をつくるんとか組織が動いてくというの、法律とか決まり事ということでいろんなものごとは進んでいくんですけど、やはりそれを扱う人というものが何よりも大事と私は思っておりまして、今、テレビで震災の後の原子力災害見てい

ても、原子力の規制委員を誰にする、その原子力村に近い人たちを入れるのはよくないんじゃないかというようなマスコミの論調があって、やはりどういう組織をつくるにも公平とか公正というのは当たり前なんですが、公平に周りから見えたり、またその入っている人材がいろんな幅があるということが見えるのが大事だと思っております、そういった意味でまず人選、人選の中で今日4つ質問させていただくんですが、構成員ということで1つ目は質問させていただきます。

まず、大きく人選ということで町長に質問させていただきますが、町長の中で人を選ぶ、また、職員を育てる職員を選ぶというようなことで、全体として、まず、どんなお考えを持っているのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から、3つのただ今の発言の質問の1つで、いろんな審議会等の委員の人選についてということでございます。

まずは地方自治体の運営というのは、当然のことながら、法律、条例、あるいは規定等の定めに従ってこれを執行させていただくということになっておるわけでありますから、それを逸脱するわけにはいかんということでございます。そういうルールに基づいて人選をし、そして、場合によりましては議会に提案をし、最終、議会でお認めをいただくという手順を踏んでおるわけであります。

いろんな審議会、たくさんございますけれども、やはりこれは行政という内容からいたしましても、相当知識あるいは経験というものが需要でございますから、そうした範囲の中から選考し、そして、ルールに従った手順を踏んで人選をしていくという考え方をお願いをしておるものでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） まず、人選ということで審議会のことについて、今、質問させていただいたんですが、ルールにのっとって人を選んでいくというお答えだったんですが、玉城町の、ちょっとフリップ見ていただきたいんですが、一般の方、審議会といってもあまりタッチしている部分しか知らないと思いますので、現在、30個ぐらいそういう組織があるんですが、教育委員会とか農業委員会とかそういうのを省きまして、一般の人が入る比重が大きいなと思ったのをここに挙げてみたんですが、例えば行財政改革審議会とか防災会議とか地域産業振興戦略会議、これは産業の振興を考えるとこです、民間の人たちが入ってやってくれています。都市計画審議会とか特別職報酬等審議会、社会教育委員兼公民館審議会とかそういうのいろいろありまして、先ほど町長、ルールにのっとって人を決めてるというお答えだったんですが、そのルールがあんまりないというのが感想なので、今回、質問をさせていただきました。

例えば、これ伊勢市なんですが、こういう審議会の人を選ぶにあたって、「伊勢市審議会などの設置及び運営に関する指針」というので決めて、例えばこういう中で人選するときに、この紙で、例えば女性委員登用推進要綱から40%女性にどれもするように努

めるとか、公募による構成員を積極的に登用するようにするとか、構成員の任期は2年以内として通算10年を越えないようにするということや、あと、1人の人が就任することができる審議会の数を3つに絞ってるとか、こういうのを行政の中で全部決めた中で人を人選しているというのが、例えば伊勢市こうやってやっておりまして、玉城町を見てみると、この質問書いてあるんですが、まず、公募委員がいるのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 公募委員がいるのかどうかというのは具体的な内容ですから、総務課長から答弁させますけども、やはりこれはそれぞれの審議会の条例をぜひご覧いただくとお分かりいただけると思いますけども、それぞれにルールがあります。そして、それぞれに任期もあります。そして、それぞれに年間に何回とかいうふうな回数もあります。あるいは、審議会で一定の期間を決めての、いつまでに答申をするというふうな決め事もあります。それからまた、これは男女共同参画の中で町としての目標も定めております。そういうルールがありますので、いろんな要綱を定めておるとい自治体の様子も知っておりますけれども、そういう状況の中で運営をしております。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） ご質問ありました公募委員の数でございますけども、まず調査をしましたんですが、その中は、地方自治法の202条の3に基づく審議会の関係と180条の5に関する委員会の関係のほうで調べましたところ、17の団体がございました。その中で公募によって委員になっていただいている方は10名、率にして6.3%ということになっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） それぞれの審議会で、条例で、任期やどういう人を選ぶかというのは決めてるといのは分かるんですが、今やと多分産業振興で何かの課をつくるんなら、産業振興の中でこういう人がいいなというのを定めて、そういう文章的なものにして募集する。生活福祉のほうやったら、生活福祉のほうで考えて文書を作って人を募集するという形やと思うんですが、お金を払う組織もありますし、住民の意見を聞く場でもありますし、専門的な意見を聞く場でもありますし、やはり周りから見てふさわしい人材であり、入りたい人が入れる割合もあると。行政としてお願いしたい人というのはあると思いますが、やはり周りから見てということも入れないと、最も有効的に人材を選ぶということも必要ですが、そういう面も考えないとだめなんで、何か町としての一つの方針みたいなものがあつたほうがいいんじゃないかなと思います。

今やったら、別個別個で考えていて、時間もくいますし、基準もここは公募せんでええんちゃんかなというような考えができるかもしれませんので、そういった面で町長としてはどんな考えを持っていますかね。全庁舎的に何か町長の思いが入ってるものがあって、それに沿った形で皆さん各課が決めたほうがいいなと思うんですが、どうですかね。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 以前にもご覧いただいておりますけど、男女共同参画の中では2030年

に女性委員の割合を 30%にしたいという目標値を定めておりますし、当然のことながら、それぞれの所管のところもそういう考えに基づいて、できるだけ大勢の皆さん方がといますか、この町に関心を持っていただくということが非常に重要だと認識しています。

現実問題としてはなかなか、例えば農業委員さん、これは公選法の準用の選挙による委員さんでありますけれども、玉城町の場合には地域の中での調整ということもあったりするわけでありますけれども、なかなか現実問題、女性の登用をお願いしておりますけれども、相当な努力をいただいて、そして女性の方が参画をしていただいとるという現状もあるわけであります。努めて、こういう時代でありますから、そういう意識を持って働きかけしていくことは重要だと認識しています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 女性については、他の自治体見ましたけれども、玉城って多分かなり多いんですね、登用しているのは。そこは相当すばらしいなと思っております、女性がそういうのに参画してるといのは相当進んでいると思います。

ただ、こういう組織を考えると、最初に言った公募委員はいるのか、そして同一の人がいっぱい委員会を兼務してないか、そして、すごく長い10年、20年同じ人がずっと委員をしてないかということをしるんな方面から考えないとだめやと思うんです。

女性については、男女共同参画のところにも数字書いてありますし、実際になってる人も、僕の感覚ですけど、調べた中では玉城町はかなり多かったんでいいとして。

さっき、公募委員で17団体あってその中の全体数の中で6.3%の人が公募で行われてるということなんです、これはちょっと少ないかなという感じがしますね。やはり、人って発掘しないとだめやと思うんですね。玉城町、今、実際はお願いしても断られたり引き受けてくれる方が少ないというのがあって、こういう数字になってると思うんですが、やはりそれも公募して発掘してたり新しい人を見つけてかんと先がないと思うんで、そういった意味でも公募委員をするということは、人を見つける意味でも大切やと思うんで、各課にそういうのを決めやんと、例えばこの委員会、この審議会は公募を絶対するというようなことを町長が要綱か何かで定めておけばなと思うんです。

そういった意味を何十年かけて人を発掘するという意味でやってかないとだめだと思いますし、あと2つの質問、複数の委員を兼任している人はいないか。これはやはりあまり望ましいことではないので、17団体ある中で兼任している人って分かりますか。あと、任期の長い人。例えば伊勢やと10年を超えないということを定めてますが、10年以上の人、これは分からないかもしれませんが、そういうところをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的な内容を分かるか分からないか、そういう具体的な質問でありますから、分かるとれば担当課長から補足をさせますけれども、やはり審議会の内容もいろいろなんですね。で、年間に1回、2回とかというふうな審議会もありますし、過去からの経過を十分承知をしていただいとるということもやはり要るわけであります。新人の方にポコンと入っていただいとるというふうなことにならないと。効率が悪いということ

もあります。

基本的には、できるだけいろんな方が参画をしていただいて、そして、次から次へ新しい方も町のことに興味を持っていただく。そしてまた、誰でもいいというわけにはいきませんから、より専門的な部分ということにもかなりありますから、そういうところの経験も交代交代でやっていくということが要るのではないかというふうに思っています。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 兼務値でございますけども、この調査の対象の中では9名みえました。5.7%でございます。それから、任期の長い方もこの中で調べましたところ、長い方は7期14年、それから4期で8年、3期で9年という方がおみえになりました。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 町長のおっしゃるとおりバランスなんですね。やはり専門家が何割かいて、長年経験している人が何割かいて、新人の方が何割かいて、公募の方が何割かいてという組織が一番望ましいなと思いますので、それもやはり何か指針みたいなのがないと、こう言うては何ですけどやはり自分が楽、頼みやすいところに頼んでしまうということが起こらないとも限らないので、やはりこういう審議会とかは重要でして、行政のほうで楽しくないようにも何かちょっと高めのハードルを決めて、別に達成しなくてもいいからそれに向かって努力するような形をして人を発掘して、より良い組織にしてほしいなと思って、まず、この人選の1つ目の審議会などの構成員というものの質問は終わらせていただきます。

続いての人選は、町職員の採用の仕方という人選について質問させていただきますが、まず、町職員は一般の事務の方、保育士、看護師、様々町職員のジャンルもあるんですが、今年も一般職は募集されて来年度に向けて採用するという事なんですが、こういった方針で町職員に関してはされてますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 玉城町の職員採用につきましては、玉城町の職員の定員適正化計画というのが樹立されております。これに基づいて職員を採用していくという考え方でございます。具体的にはやはり60歳定年、あるいは病気等による休職、あるいは町のいろんな行政課題、そして国からのいろんな権限委譲と、こういうふうなことに対応できる組織体制というものが必要でありますから、こうした考え方で定員の適正管理化計画というのが樹立しておりますから、それに基づいて採用をしておるという状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 大きな枠は分かりましたが、細かいところに話はいきまして、まずは応募年齢というものについて質問させていただきますが、町職員、一般職の募集できる人の年齢、そして保育士の応募できる人の年齢と看護師の応募できる年齢、それぞれ、去年若しくは近々、今年というところで、どういう年齢枠かどうかを教えてください。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず、行政職員につきましては、今年、募集をかけておりますの

が26歳となっております。それから、以前、保育士を募集しましたのが23歳、それから保健師を1人募集しました。これは30歳ということでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 行政26、保育士23、保健師30歳ということだったんですが、この採用の考えというものがキャリア採用というものともつながってくると思うんですが、玉城町というのはキャリア採用ということをしたことがないというか、できるような規則の体系になってないということがあるんですが、まず年齢ですね、例えば保育士23歳になる年齢は応募できるということでもいいんですかね。22歳までじゃなくて23歳もOKということなんですが、これ、教育民生委員会でも何年か前にお尋ねしたことがあるんですが、あまりにもちょっとチャンスが低いんじゃないかと。22歳で大学出たての人は1回こっきりのチャンスしかないんじゃないかということをお尋ねした過去の経緯もあるんですが、それについてどうですかね、改めてお伺いしますが。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） チャンスということですけども、やはり町としては一般行政職あるいは保育士さんの場合には、町内に住所を有しておる方ということございまして、いろんな情報の中で相当な方がありがたく応募をさせていただいておりまして、その中で選考させていただくということであり、その都度の年齢も若干変化もありますけれども、できるだけ大勢の方にチャンスを与えるような考え方は、これからも考えていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっと話に出ましたので、まず、玉城町の住所を持っている人しか応募できないということについてお伺いしますが、他見てもこれは相当珍しいことで、別に僕は悪いことではないかなと、玉城町のこの今の方針はと思ってるんですが、どういった考えの下、今やっているのか。そして、今後のことについてどうですかね。玉城町民しか応募できないというのは。それについて、ちょっと話は変わりましたが、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 玉城町に住所を有する方ということで限定をしております。近隣市町では、町外からも住所要件は必ずしもその町というふうには限っておりません。

しかし、今の時代考えてみますと、相当若い人たちの雇用の機会というのが非常に厳しい状況にあります。やはり玉城町に住所を有していただいております方、あるいは玉城町で生まれて育った方、そういう方は将来においても郷土を愛する気持ちを持って玉城町のために一所懸命になっていただくんではないかという考え方でありまして、また、企業さんたくさん立地をしていただいておりますけれども、企業立地協定の中にもありましても、玉城町の若い人たちを優先してぜひ雇用してほしいという働きかけも約束をしておるわけでありまして、ぜひ、そういうことで良い人材をこれからも求めていきたいという考え方を持っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 玉城町で生まれた人や出身の人は愛着があって、そういう人を探っていきたいという考えは分かりますが、やはりそうなってくるとキャリア採用っていうものが必要なんじゃないかなと思うわけです。例えば、今、僕、30歳前後の年齢ですが、東京で働いたり大阪や名古屋で働いてる子で戻りたいという子がいるわけです、玉城町に。その子らはすごい経験もしてきてノウハウもあって能力も磨いてきた中で、今の玉城町の枠を見ると、一般採用は26歳、保育士は23歳ということで、その年に採用なかったり2年間なかったりということがあると、ワンチャンス、ツーチャンスしかないというような現状の中で、本当に幅広い人材、元々玉城町民しか受け入れないという中なのに、そういう年齢が低いというようなことは、優秀な人材を妨げることになっているんじゃないか。また、外にいる人もいろんな経験を持った人が帰って来られるような環境ですね、その応募年齢を上げるということでもいいですし、キャリアの採用を採るということでもいいと思うんです。

そういった面で調べた中で、津市や伊勢市やいなべ市や伊賀市というところは、キャリア採用というか、そういう枠を設けずに募集していると。そういった中で先ほど年齢のこと、そして玉城町民しか応募できないということに含めて、キャリア、経験者の採用ということについて、今の玉城町の現状と考え、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 最近の一般行政職の採用の中にも、即、学校卒業ということではなくて、一般民間で働いておられた方が応募をいただいてというふうなこともございます。そういう状況でありまして、町の場合、そんなにたくさんの方を採用させていただくというわけにはいきませんが、ありがたく、申し上げましたように相当の応募をいただいておりますという状況でございます。町は比較的若い方が多いという状況もありますし、これからもそうした民間での経験を積まれた方というのは、やはりどんどん応募していただきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 相当数応募があるって言ってましたが、ここ2年ぐらい、今年はまだ応募締め切ったんですね、今年と去年の数字分かれば、一般職お願いします。

○議長（風口 尚） 総務課長補佐 見並 智俊君。

○総務課長補佐（見並 智俊） 今年の募集のほうはもう締め切りましたが13名の方の申込みがございました。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） かなりぱっと聞いた印象ですけど、13人で少ないなとは思ってしまうわけです。玉城町に住所を有する26歳までの人で今年応募で13人。結構周りといいますか公務員で今人気があるんで受けるかなと思ったんですけども、13人で町長が多いとお考えなのか。それと、今年の採用って何人ぐらいするんですかね。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 玉城町の規模ですから、大規模とか近隣の市と比較されてのことはちょっと違うなと思ってます。玉城町でありますから、やはりそういうぐらいの応募者数というのは、毎年大体よく似た数字でございます。多いほうではないかと私は思っています。

何人採用するかというのは、若干名ということですね。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっと新卒というかそっちの話はやめまして、キャリア採用のことで、そういう幅広い年齢で採るということではなくて、これから多分、例えば何か専門的な分野、防災のスペシャリストを40歳、50歳の人を引っ張ってこなあかんときが来るかもしれませんし、観光とかで式年遷宮ある1年だけ40歳、50歳のJTBとかHISとかで働いてきた人を引っ張ってこなあかんときもあるかもしれませんが、そういった考えというかキャリア採用ということについて、今の町長のお考えはどうか。そういうことをやれるような体制にしていきたいのか。それとも、今いる職員がノウハウを蓄積して対応していくのか。どういう方針というか、全く考えてないとか、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） それぞれの課題がありますから、例えば、過去にはITを推進したいという町の課題、そんな中ではスペシャリストというよりも一定の期間指導していただいたと。そして、職員全体がレベルアップしていくと。こういう考え方で取組もしてまいりましたし、やはりなかなか町の財政運営の中では、余力があればそういうふうな方もぜひ採用してというふうなことになる場合もありますけれども、やはり県の組織いろんなところでぜひその連携をして、例えば最近では大学が地域と連携したいというふうな考え方たくさんありますから、どんどんと三重大や京大や東大もこちらのほうへも出向いていただいておりますから、そういうふうな方々とのいろんな連携の中でレベルアップをしていくということを、あまり金をかけずに職員全体が力を付けていくことは十分工夫できるなと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 実際に多気町では弁護士の免許を持っている人を一般職として採用してたり、さっき言ったキャリア採用を幅広い年齢で採用しているいなべ市は、民間との人事交流で近畿日本ツーリスト、観光系のとこですね、そこから職員を派遣してもらったり、いろいろやっているということもありますので、職員として採用したり民間と人事交流するというものも積極的にやっていただきたいなと思うわけです。

これ、ちょっと具体的な話になって、何でやろなと思うんでちょっと質問させてもらいますが、今の玉城町の給与規則を見ると、40歳、50歳の方が玉城町職員に採用されても、初任給が20代の人と同じぐらいになると。想定してないわけですね。40歳、50歳で民間で20年、30年経験を積んできた人が、ここの今、役場で働いている職員の40歳、50歳と同じような給与体系になるということがなくて、20代の普通の新卒と同じぐらいの給与で始まるということなんですけど、それは、何でそんなことになっているのか、それがどうい

うことになっているのかお伺いします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） おっしゃるとおり、今の給与体系、初任給の規則の中ではそういうふうにならされたように、50歳ぐらいの方が採用されたときにすぐ前いただいておったような給料に近い、また我々が今支給されとる給料に近づくような体系の基準は持ってありません。ただ、しかし、答弁でもございましたように、必ずしもそういう人を採用しないとは今町長おっしゃっているわけではなく、必要に応じて、必要であればそういう方を採用するということがあれば、それが短期的なものであれば手当とかそういうもので追加して補填をさせていただけると思いますし、恒常的にまた採用するということがあれば、やはり初任給の基準の見直しをやっていかないと考えています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） そうですね。短期的なものであればちょっとした工夫でできることなにかもしれませんが、長期的に来るパターンも将来的には考えられますので、こういう規則であればちょっと直しときゃいいだけの話で、他の自治体調べてみたら、人事院のほうの規則にのっとってるので、例えば公務員経験の人やったら100%で、民間の人やったら80%、50歳の年齢で入ってきたとしても入った役場の50歳の年齢の100%とか、民間出身の人であればその役場の50歳の80%というような給与がもらえる人事院規則にただのっとってるだけの各自治体で規則を決めてるので、なんで玉城町がそういうのにしてないのかなという疑問がありましたのでちょっと聞いてみましたし、これ、変えていただきたいと思うわけです。将来的に何があるか分かりませんので。なので、その辺について、町長、どう思われますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今、そういうような即さま変える考えはありません。先ほども質問の中でありましたけれども、やはり、玉城町の政策を何が大事なのかというこれからの町づくりのうえで、そういう政策形成能力なり、あるいはそれをどう実行していくかというふうなことを、やはりそれぞれが力をつけていかないとできませんけれども、やはり申しあげましたように大学をはじめ、いろんなところでの協力関係があります。ぜひ、そのことをいろんな機会に説明をしておりますから、承知をしておいてほしいと思っています。

例えば、専門の講師の方をお願いして、町民の皆さん方のほうでいろんな募集をして、こないだ、知事と1対1対談の中でも申しあげましたけれども、「Nobody is perfect」のいろんな広がりがあります。そうしたファシリテーターといいますか進行役として職員がどうかかわっていくとか、あるいはまた、学校、教育分野におきましてもコーチングの先生を専門にお願いをしてレベルアップをしていくとか、あるいはいろんな相談ごとに応じていくとか、そういういろんな協力関係がもう最近はどんどんどんどんできておりますから、それをいかに活用していくかということです。そういうことで進めたいと思います。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） そうですね。キャリア採用すると結果的に費用も安くなるというこ

ともあるかと思しますので、スペシャリストとか呼んできたら、実施していただきたいなと思ひます。

で、人選、1個目が審議会などの人選。2個目が町職員、キャリアのこととか新卒の年齢枠のことを聞きましたが、3つ目が民意ということで、町の政策にどう反映していくかということで、パブリック・コメント制度についてお伺ひしますが、パブリック・コメント制度というのは、僕もあんまり詳しく知らなかつたんですが、こういうのがやって10年ぐらい前から盛んに全国的になってきて、いろんな自治体が取り組んでるということなんです。行政が政策や制度などを決定する際に、住民の意見を聞き考慮しながら最終決定を行う仕組みということで、そのやる目的としては、行政の意思決定過程の公正確保と透明性の向上、多様な意見、情報を考慮して意思決定を行うことということで、何か大きな条例を変えるときとか、数年にわたって実行するような計画を立てるときは、パブリック・コメント制度というものを実施して、審議会の委員とか議員とかそういう中に入っている人以外の一般の住民の意見を聞くということなんです。玉城町でまずこのパブリック・コメント制度を導入したとか実施したもの、この近々でこういうのを実施したというのがあれば、まず教えていただきたい。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 最近では、第5次玉城町総合計画で実施をしました。もう1つは、玉城町男女共同参画計画のほうでもやらせていただきました。最近ではこの2点になります。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） その2つ、大きなものやと思ひますので、パブリック・コメントを実施されたということなんです。実施手法については、今、玉城町はどんなことをされているのかお伺ひします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず、ホームページの掲載はもとより、ケーブルテレビによる周知、それから広報誌による周知。例えば、先ほどの総合計画につきましては、自治会を通じてアンケート調査を実施いたしました。それから住民説明会を2回実施いたしました。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） これはお金があんまりかからないのであれば、できるだけ多様な手法でやったほうがいいという中で、考えられるものはほとんどやっていたかと思ひます。実際にこれ私自身もあんまり知らないとかタッチしたことがなかつたんですが、住民が関わってくれた件数、パブリック・コメントの成果ってどんな感じなんです。感触としては、総合計画と男女共同参画について具体的にお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 総合計画につきましては21件のパブリック・コメントをいただきました。人数にして15名やと記憶しております。男女共同参画につきましては残念ながら0件でございました。この件につきましては、もちろんアンケート調査もやりまし

て、確か2,000人にやりまして44~5%の回答率だったんですけど、それ、いろいろもちろん審議会の中で参考にさせていただきまして活用させていただきました。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀君。

○4番(北川 雅紀) 全国的にみてもアクションが返ってくるというのは少ないので、これは仕方ないことなんですけど、でも、やはり結果としていろんな努力をする余地があるかなと思います。度会か明和やったか忘れちゃったけど、各字の集会所に何ヶ月が置いておくとか言ってましたね。その総合計画とかできる前に、案を。そういうこともただなんで、いろんな手法でやっていただきたいなと思います。

話はそのパブリック・コメントの中身、説明ということからちょっと退きまして、先ほど審議会の人選ということでも言ったんですけど、やはりこのパブリック・コメントも今、多分それぞれの課が、これはパブリック・コメントしよとか、こういう手法でしよかってそれぞれ各課が別個で考えてる状況やと思うんです。伊勢や多気というものはそのパブリック・コメントのその全庁舎的な要綱というものを作って、例えば多気なんですけど、こういう案件は絶対パブリック・コメントにするというようなことが書いてあって、要綱として。それを見て各課は判断するので、いろんな時間の削減にもなると思いますし、町としての意思も伝わると思いますし、公平で広く情報を集めることができるということがあるんです。

実際、町長としては、このパブリック・コメントを実施する実施しないとか、こういったニュアンスでやりたいなというような考えというのはどんな感じですか。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) これは議員になる前からのお話ですけども、町はやはり協働の町づくりというか、住民の皆さん方が自らの町づくりの主体になっていただくという考え方でこれからの玉城町は取り組んでいかなきゃ、なかなか単独では難しいだろうということと推進をしていきまして、住民の皆さん方との十分な意見交換や、そして町のいろんな情報をオープンにしていくという考え方の中で、いろんなたくさんの方に参画をしていただきたいと、あるいは参画をしていただきつつあるということでもありますし、特に3.11以降、特に自分たちのことは自分たちでとか、あるいは共助の取組とかいうふうな意識も高まってきたということを思っておりますけれども、まずは町の職員の地域担当制というものも早く取り入れをさせていただきまして、直接自治区の代表の方や皆さん方との意見交換をする機会というのは盛んに取り入れておりますから、これからもそうした協働と申しますか、共に町をつくっていくためには、やはりより住民の皆さん方が行政に参加をしていただく。そのための今のパブリック・コメント、以前はアンケート調査という形でやっておりましたけれども、これはもう第1期の総合計画の策定の昭和47年ごろからの時点からそういう考え方は当然のことで進めてきておる経過がございますけれども、ますますこのことが重要になってきておると認識をしております。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀君。

○4番(北川 雅紀) 町長のおっしゃるとおりで、住民が入ることが、町をつくっ

ていくうえでとても大切なことなのですが。最初の審議会のところでも言いましたけど、やはり何か別個別個で考えている印象があるんですね。どれはパブリック・コメントにするせんとか、この審議会はこういう様子でこうするとか、何かもう少し制度化して文書化して統一した見解があったほうが、各課も時間削減できますし、町としての全体の方針も伝わるので、そういったことも考えながらパブリック・コメントも実施していただきたいなと思うわけです。

パブリック・コメント最後の質問にしますが、例えば伊勢市やと、さっき言った総合計画とかそういうのは当たり前のようにしますが、市の基本的な制度を定める条例というものでパブリック・コメントしないとだめというような要綱を作ってるんですが、そういったものも玉城町はしてるんですか。その計画以外のこともした過去というのはあるかどうかだけ、最後にお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的な内容はまた担当から答えるとしたしまして、伊勢市さんとは面積が違いますわな。玉城町は大変コンパクトでありますから、大体城山のとっぺんへ登ると、どこの町で、どこの在所でどんな農作業しとるとか、子どもたちがどんな勉強しとるかっていうのは大体想像できるわけです。やはり、顔が見えるわけですね。ですから、何が言いたいかという、それぞれたくさん団体があります、自治区もあります。その団体が1つの目標に向かって一所懸命で取り組んでいただいとるわけありますから、その団体の活動、自治区を尊重していくという、その意見を尊重していくと。そして、団体の組織をもっともっと活性化をしていく。その団体との連携をしっかり図っていくと。パブリック・コメント、パブリック・コメントということで走っていくのではなく、そういう組織がその目的のためにあるわけですから、組織をもっと意見を尊重していくと、組織と十分な連携をとっていくと。自治区もそうでありますし、たくさんありますから。そういう考え方で進めていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 条例等の改正についてとか提案、制定についてのパブリック・コメントは今までやったことはありません。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 時代や人が変わっても変わらんようにするのが法律とか文書の意味ですので、そういった意味でも作っというてほしいですし、行政側への戒めというか、行政側が楽せんように高い基準を文書で設けて、それに沿った形でやってほしいなと思います。

最後、人選で今まで3つ質問しましたが、最後なんですけど社会福祉協議会の会長を町長が務めていることについてというので、最後、人選についての質問をさせていただきます。

社協は民間組織なんですね。ただの民間組織なんです。当初の流れとしては、小さな町とか過疎の町という中では、民間では担えない福祉の分野があるので、そういうものを担ってもらおうと思って社協というものを作って、そこに行政がタッチしてたというような

流れで作られてきましたし、行政がタッチしていった理由だとは思いますが、このボードを見ていただきたいんですが、そもそも一民間組織の会長職に町長がなっていていいのかというところから考えて、民間、競争とか公平性というものを考えた中でどうなのかというようなどころから、全国の社協、過去は自治体の首長が兼務してたところもあるんですが、流れとしては降りている方向にあって、実際に全国社会福祉協議会というところも実際に首長じゃなくて、民間からふさわしい人を選ぶべきだということを推進してて、実際に数字も見ていただくと、学識経験者が846の社協であって、全体の会長の割合の49.6%で、行政の首長というのが全体の16.5%の人が会長になっていると。あとは町内会とか民生委員とかそういう人たちが会長職というものをやってるんですけども、そういった考えから、まず今、現状として玉城の町長が社協の会長であるということについてのお考えをお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） フィリップで取り上げてもらうと、何かこう問題があるのと違うかという感じでとられるように思いますので、そういうことの誤解のないようにしといてもらわんといかんなと思ってます。

社会福祉法の法律というのにはありまして、その中でも何ら問題ないということでありまして、私が固執して就任しとるというわけでもありませんし、当然のことながら無報酬で、理事の互選の中で選んでいただいとるとことです。

もう一つは、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、玉城町としての歴史、今の大変コンパクトな町でありますから、どこの大きなところと比較するちゅうわけにはいかんと思っておりますので、玉城町は玉城町としての福祉を充実していくために今までの方々が大変一所懸命になって、そして、よそからも評価されるような形で盛り上げてきていただいと。この中での社会福祉協議会の役割はすごいものがあると、こんなふうに思っています。そういう考え方で、ぜひ、これからも応援してほしいと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 町長のお考えは分かりました。ただ、やはりただの民間組織なんです。他の社会福祉法人といっしょの位置づけにあって、例えばオンデマンドバスのことは随意契約してますけど、もし、他のところが社会福祉法人がバスやりたいんやというような発言とかあったら、じゃ、どうするんやということもありますし、一緒の土台に立ってスタートに立って競争というか、公正にいろんなことを一つの民間組織としてやってくというような考えも一方ではあると思うんです。民間でできないことをやっていただいとるというのも分かりますし、玉城町の流れというものがあると思いますが、ただ、そういった考えも一方であるという中で、今の町長の考えを聞いて、町長の考えは分かりました。

ただ、全国的な流れや全社協という全国の社会福祉協議会を統括しているところも、民間の人からやはりそういう公平性とかっていうものを優先するために推進してるわけですし、これ、今はどうであれ、行く行くはそういう民間の人になっていけるような段取りを踏んだり、人を探すということが必要なんじゃないかなと思うんですが、無報酬で

やってて自分が手を挙げてやってるわけじゃないということは分かりますが、先のことを考えて、どうですかね、そういった人を見つけてったり育ててくのが望ましいと思いますけど。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） もちろんそういうことをやっとなる自治体もあるわけでありまして。いろいろです、首長がやっとなる場合も。しかし、その経営責任というか運営責任を問われるというふうなことが発生する場合があります。やはりそういう点でなかなか引き受けてもらう人がいないのではないかなと感じておりますが。

要は、そのフィリッパは、1,700 からある大きな市も小さな町も、標準的な考え方もしれませんけれども、今の時代はどういう時代かという、その地方、その小さな町がいかにかにその町の特徴を生かして、いかにかにその住民の皆さん方の福祉を充実していくためにやっていくかというふうなこと、これを考えていかにか時代でありますから、やはり町は当初から町として大きく関与をして社会福祉協議会を立ち上げて、そして今日に至ると。職員約50人、そしてその取り巻きのボランティアは約500の方が盛り上げていただいと。こういうふうなことで全国的なモデルになっておる福祉協議会になっておりますから、いろんな他の社会福祉法人との関係がどうかというご心配もありますけど、そういう心配は要りません。これからもどんどんどん充実していきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 分かりました。そのときの行政のトップの方が考えてて、そういう方針も法律的にはだめではないですし、それがいいという考えも住民の中にあれば、それはいいことなんじゃないかなと思いますので、そういう考えをお聞きしたかったので今日聞いたわけですね。別に問題として考えるような要素もあるんですけど、どうですかって聞いただけなんです。この社会福祉法人の会長を町長が兼ねているという話は終わります。

2個目、オンデマンドバスについてということでお伺いします。これ、2年前に僕が議員になったとき、1回目の一般質問、6月議会だったんですが、したときに、去年実験期間が終わるから、その実験期間中に有料化するか民間に渡すとかいろいろなことの方角づけというものを出すんですねと2年前に質問して、で、町長はその実験期間が終わるまでにいろいろな方向出しますという答弁されててその質問は終わったんですが、その実験期間が終わった年、つまり今年の3月の時点で今までの継続でいくということで、話としては今年度中にいろいろな方針を打ち出して行動してくというような説明があったので、1年遅れたけれどもそういうこともいろいろ施策の中であるのかなと思って聞いたんですが、もう半年経ったので、今年中にいろんなことを計画する。有料化するなら公共の交通会議とかつくって、有料化するようなことも会議をつくって決めないとだめ、人選とかいろいろなことあるので、もう残り半年なんで、オンデマンドバスというものを今年の実験期間中の継続でしたけれども、来年度に向けて今の現状、スケジュールとか、1年遅れているということ踏まえて今の状態、そして今後というものをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） オンデマンドバス、大変たくさんの方が利用していただいとって、いい形で運営をしております。議会のご理解のおかげだというふうに思ってますし、また、いろんな大学からも大変協力をいただいとってのこととてございといます。

実証実験は、一応いろんな財政支援もいただいとって一区切りはいたしまして、これから、いよいよどんな格好でいくかということとて、ある程度見通しを立てていきたくとも思ってますけれども、今の状況、非常に利用者の方も増え、そして利用がしやすいという声も聞いておりますので、もう少しこの様子を見させていたてきたいなとも思ってます。

今の段階では、町からの予算約2,000万円の負担をお願いしとるものとてございといますけれども、その波及効果、健康面あるいはお年寄りの外出支援の対策というふうな面とて大変大きな波及効果が生まれておると思ってますけれども、もう少し具体的な内容がどういふうなところであるのかということの分析をしていきたくとも思ってます。現在持ておる状況とてございといますので、よろしくお願いといたします。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。もう時間がまいてますので。

○4番（北川 雅紀） 最後の質問にします。これ、分析することもいっぱいあるとも思いますが、やればやるほど切れないこととて思ってますし、その分お金がどんどんどんどん上積みされてくこととてなりますので、スケジュール、いつまてに何をどう決める、でも、決めないこととてあってもどう決めるというふうなことを決めていたてきたいですし、それはもう既に1年遅れてるので、今年中にそういった方針、来年度には、同じまてもいいんです、今と同じまてにいくということが一番望ましいって分析ができたというんらいいとも思つので、何か先延ばしするふうなことはなつてはいけないとも思ってますので、早急にスケジュールが出て決めていたてきたいとも思ってます、今日の質問は終わらせていたてきます。

城については、またさせていたてきます。ありがとうございとしました。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

(10時00分休憩)

(10時10分再開)

○議長（風口 尚） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

その前に、先ほどの4番 北川 雅紀君の質問につきて、執行部側のほうから答弁のほうをもう一度お願いとしたいということとて、させていたてきます。

総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 北川議員の先ほどの質問の中で、キャリアの中途採用の方の初任給の基準につきて、あたくも前歴加算がないような言い方をしたように思われましたので、訂正させてもらいます。

現在、玉城町職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の中で、別表4で経験年数換算表というものがございとしまして、国家公務員、地方公務員というふうな方がまた玉城町の職員

になられた場合は、経歴を100分の100みるとか、また、民間における企業体、団体等の職員としての在職期間は8割みるとかというような基準をちゃんと設けておりますので、誤解のあったような発言でございましたので、訂正をさせて補足をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 次に、7番 奥川 直人君の質問を許します。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） 7番 奥川。それでは、ただ今、議長のお許しを得ましたので、一般質問の通告書に基づいて質問させていただきたいと思っております。

まず1点目が、議会での一般質問の機会がございますが、行政としてどのように受け止めておられるのか。

2番目としましては、農地・水・環境保全対策事業、これについて今後の考え方、見解についてお聞きします。

3番目が、協働の最重点テーマである町防災体制についてお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、今回のような定例会におきます議会の一般質問の機会がございます。これを行政としてどのように受け止められているのかということをお聞きをしてみたい。

私たち議員はそれぞれ、ご存じのように町民の皆さんから選ばれた代表者ということであり、議会の一般質問で町民の皆さんからお聞きをした行政に対する問題点、又は議員として自ら考えた意見を行政に反映させて改善を望む提案もいろいろ行ってきたわけであり、一般質問を行う場合には、まず、玉城町の課題と思われる中からテーマを絞り込む。いろいろ調査、研究もいたしますし、こういった原稿も作りながらかなり時間を費やして、少しでも玉城町が良くなればという思いで臨んでいるわけであり、

議員の一般質問の課題提起や提案に対して、行政としてどのように受け止められて、対応されているのかお聞きをしてみたいと思うんですが、議員の質問、意見に対し、町長の答弁ですね。質問した、そいで町長が返ってきた答弁に対して理解できるという部分もあるでしょうし、また、議員の質問、提案に行政の皆さん方が、ううん、なるほどなど、こういうふうと思われることもあろうかと思いますが、そういったものをどのように検討されているのかということで一般質問をさせていただいております。行政として、この一般質問からの課題又は提案、どのように受け止めどのように対応されているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から3点についての質問、まず、1点目の議会での一般質問の機会を行政としてどのように受け止めているかというご質問でございます。

議員の皆さん方も私もそれぞれ町民の皆さん方から選ばれた代表者ということござい

ますけれども、やはり議会の役割というのは、ご承知のように地方公共団体の意思決定機関と、議決機関だということでありまして、議会は原則として地方自治法あるいは法律、そしてそれに基づく政令、そうした権限に属することとされておる事項について議決権を行使するということが法にあるわけでありまして、町の意思決定が大変重要な事項になるわけでありまして、議員の過半数なり、あるいは3分の2という条項も提起されておるわけでありまして。

会議規則にも十分あって議員の皆さん方のご承知でありますけれども、議会からいただく一般質問、これは地方公共団体の一般事務について執行機関の所見を求め疑義をただすという、それが会議規則のルールであります。当然のことながら、質疑と質問等は区別ということになるわけでありまして、質問と区別するものについては質疑があるということでありまして、質疑が議題になっている案件についてのみ疑義をただすというふうなものが質疑ということになるわけでありまして、質問というのは地方公共団体の一般事務について行われるということでありまして。

議員からの本会議等での一般質問、提案に対する受け止め方はどうかということでありまして、ご承知のように町の一般事務についての私どもの所見を求めるということとございまして、やはり、議員の皆さんとの必ずしも意見が一致することばかりではないわけでありまして、むしろ、行政側からも理解を求めることもたくさんあるわけでありまして。

しかし、ほとんどの皆さん方が大変熱心に議員活動なさっておられて、そして、町の発展を思い活躍をいただいとる、そうした前向きな建設的な意見につきましては、当然、これを真摯に受け止めて、そして、やはり議会の中でも、あるいは私どもの中でも十分に検討を重ねて、そして、できる限り町政に反映する努力をするということは当然のこととあります。そういう考え方の中で、議員の皆さん方からの前向きなご意見に対しては十分尊重しつつ、町政運営をこれからも進めていきたいとこんな考え方を持っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） そうだと思います。町長はよほどでない限り、議会、この場を尊重いただいて検討してまいりますとかそういった答弁をなされておるわけですが、先ほど言われましたように、建設的な意見は受け止めるというお話もありましたが、これは当然住民の代表ですから、最終的に意思決定の議会としてはしてかないかん。そういったときに、いろんな意見が、要は進めていただけるような、我々はバックアップといいますか支援をする部分もかなりあるわけですから、そういった意見に対して、その見極めといいますか、例えば、「今回、こういう提案もらったね。だから、いろいろ行政としていっぺん検討してみようか」という場があるのかどうか。それはここで聞いて、「それぞれみんな検討してくれ」ということじゃなくて、そういう場を設けていただいて、そちらといたしましても、そういったことに対して意思決定をしていただくというふうなことも大事なかなと思うので、その辺のルールといいますか、今、現状行われている進め方、座長さんもいるだろう

うし、どんな形でされとるのか、若しくは、それはもう町長が、「うん、そうか、それはええやないか」とそういうふうに町長の思いだけで決まってしまうのかということをお聞きをしたい。このように思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やはり、こうして4回の定例会、あるいは委員会、あるいは議会の懇談会等々と、絶えず所管する担当が出席をさせていただいて、そしていろんな意見交換をさせていただくということで調整を進めさせていただいておりますから、これは当然のことながら参与として出席をさせていただいて関係課長、これはその分野の責任者でありますから、それは皆さん方のご意見を真摯に受け止めて、当然対応していくという考え方でこれからも進めていかなきゃならないと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 対応はいただいておりますようにうかがえますけれども、投げたボールがなかなか返ってこないという部分もありますし、今回、議会としまして、議会の懇談会というのは定例化をしまして、まず、議員さんからいろんなテーマを設けながら、その懇談会の場で行政の皆さんもお越しをいただいて、聞いていく場というものを今進めておるわけで、その進捗のとり方については、多少議会にも進め方の問題があるのかなと思いますが、できたらそのボールがすぐこう返ってくるというようなことも必要かなと思って、今日、質問させていただいております。

協議をされておるといふことなんで、協議をされたのなら、状況や結果を報告をいただくということが私たちは多少期待をするわけでありまして、正式な議会ということで質問させてもらっている以上、協議されたらそれぞれ結果もいただきたいと思います。

このような認識を抱くのは、私も度々いろんな形で質問もさせられたり提案もさせられたりしてきておりますけれども、例を挙げれば、3町、玉城町、度会町、南伊勢町、これは先般質問したんですけども、遷宮を迎えて産業発展、産業振興については玉城町だけでは非常に難しいなど。できたら各町長さんと町長がいろんな協議をしてもらって、そういった地域連携というものも進めていただければいいかなと、こんな提案もしてますし、総合計画の周知も本当に十分できているのかなということも、それなりにやられとるといふ答弁いただいております。それで、行財政改革のように議会にもまだきちっとした説明もいただけてないし、住民への説明もホームページでしているくらいかなと、このように私も認識持ってます。

また、担い手育成の方法や集落営農、これは一度、前回でしたから24年度中には担い手組織に全部集まってもらって、担い手育成の課題とはどういうものがあるのかということもお聞きいただきたいということも提案してますし、これ、後ほどまた質問しますけども、防災についても防災訓練などはいつ開催されるのかとか、防災体制作り、自治区の関係、これらも、私ら議員も今の状況が分からないということは、そういった投げたボールが日常の中で返ってこない部分が多いという認識を持つわけです。

あと、事例を挙げるとすれば、2点ほど私あるんですけども。この稲作生産調整という

のが、私は過去からずっと質問なり提案をしてきて、1年半5回も質問してやっと1反あたり500円出ると、協力団体。それは協力した集落、今でいう協働ですね、地域の協働については500円出るという結果が出るまでに、なんと1年半もかかったということ。

それと、もう1点は、世古区の農振除外の問題がありますね。これも私何べんもやっておるんです。それでも、これも1年半かかって結果が出たということで、そういった意味では結論が出るまでに非常に長く時間がかかり過ぎるというふうに思うわけです。住民の意見なり議員の意見、こういった民意を尊重してなるべく早く是々非々、いいことか悪いことか、こういうことを素早く判断をいただいてほしいなど。ちょっとわがままな質問になっているんです、今日は。でも、実際はそう思いますので、この辺の対応を考えていただきたいなど。

それで、そういったものを半年間続けてやっと結論が出たと。結論出たんです、良い方向に。良い方向に出るんやったら、もう少しスピーディーにお願いをしたいと思うわけです。今まで、時間のかかったこれらの事例等を踏まえて、どのような役場内での協議をされてきたのか。また、質問を感じて我々も何度もやる。何度もやらなければならないということに対しては、1回目か2回目でこういう方向に考えるわということがあれば、そんなに質問もしなくていい。というふうなことで、皆さんも私らも業務は忙しい中ですが、議会の対応は素早くお願いをしたいと思いますので、公式な議会の対応について、今後また少し改善の余地があるのかどうかということと、今申しましたようにスピードある対応をぜひお願いをしたいなと思ってますので、この2点についても何かお考えがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議会との関係ちゅうのは、やはり十分日ごろから意思疎通を図って、これだけの小さな町でありますから、十分是々非々についても町の発展のためにどうあるべきかということの意見交換というのは絶えず必要でありまして、あんまりぎくしゃくしない形で、今も大変いい形でご理解をいただいておりますのでありがたく思ってますけども、これからもぜひそういうことでお願いをしたいと思ってます。

やはり、こうした取り巻く環境がどんどんどんどん大きく変化をしてきます。もう予想をしないようなことが起こってきますから、当然のことながらスピーディーにいろんなことを対応していくということは当たり前の話であります。中にはやはり個人あるいはいろんな利害関係者の方の調整というものもありますし、そして財源的なこともありますし、1つのプロセスを経ていかないといかんというのは当然のことでもありますので、そういうことはぜひご理解をいただきながら、これからもよろしくお願いをしたいと思ってます。

また、質問の中でもありましたような近隣の町との連携というのは大変重要でございます。そして、そのいろんな機会、月に1回ぐらいは町村会等でそれぞれ近隣の町長さんとも顔を合わせたり意見交換する。それだけじゃなくて、また近くには、来年早々でありますけれども、これも毎年やっておりますけれども、同じこの南勢志摩エリアの中での地域振興をどうしていくのかというテーマの中で、知事を交えての意見交換、トップミーティング

というものもあつたりいたします。そういった中で、共に、今、県が特に玉城町から南側を南勢の地域活性化プログラムを組み立てていただきましたから、ぜひ、これからの振興策を一緒になって取り組んでいくということ、大変重要だと思っています。そんな議会との関係の中で、十分日ごろからやはり意思疎通を図っていただきながら、中にはなかなか時間の要することもあるということをぜひご理解をいただいております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） ごもつともでありまして、私たちも本当にこの玉城町のために何が役に立つのか、そいでまた、行政の中でいろんな課題があれば共に解決しながら、我々が持っている地域又は有権者の皆さん含めて、そういった話もする機会もあろうかと思うので、そういった協力は惜しまずやっていくことでありまして、町長言われましたようにスピードは大事にさせていただきたい。しかし、その中に課題が個人的な利害の問題とかいろんなものがあるということも十分認識はしておりますけれども、大局的にはそのスピーディーな進め方、そして、それは話せる部分、話し合いのできる部分についてはぜひお願いをしていきたいと思っております。

先般も知事との1対1対談の中で、私も一言言いたいと言うたのは、先ほど町長がおっしゃられました3町若しくは伊勢志摩含めた6町の産業振興といえますか、お伊勢さんを取り巻く周辺の6市町が互いに伊勢神宮の恩恵を受けながら、これから遷宮に向けて、またそれから遷宮が終わってから、今後その連携が続いていけるように、神頼みではないんですけど、知事に横串を刺していただきたいというメッセージは、知事のほうにも私はさせていただきましたので、私もそういった意味では知事、県としての対応も非常に興味があると思っていますので、ぜひ、私たちもいろんな形でご支援しますので、また議会への対応についてはよろしくお願ひしたいなと思っております。

続きまして、2点目の質問に入ります。農地・水・環境保全対策事業の今後の展開ということで、農地・水・環境保全対策は、平成19年から昨年まで5年間、これは国の事業で始まって交付金をいただいている。これは国が2,200円、市町が各1,100円、今まで10アールあたり4,400円の補助をもらって活動をしてきました。非農家も含めた組織をつかって農村環境を守るということで、用水路、排水路、農道整備、休耕田の有効活用をどうするか、河川や排水路の環境保全事業、こういったものを集落独自で組織を作って取り組んでいます。この事業は今年、一部交付金が減額をされたわけですが、また今年から5年間続くこととなり、地域、我々やっている者としては非常にありがたく思っております。

玉城町では、今回、多くの集落が参加をいただくことになりました。玉城町内の農地面積の約83%、980ヘクタールがこの事業に参加をしたということで、今まで14集落が今回28集落、約倍の集落がこの事業に参加をしていただいたという状況であります。

このような中で、先ほど申しましたように、町全体でこの事業に対する規模が拡大をしたということで、この交付金額が、お聞きしたところ、約3,700万円と多くなりました。この活動にかかる経費を町内に何とか還元できないかということで、玉城町としてはこの

交付金を先を見越した地域の活性化への政策づくりの今がチャンスにならないかということとであります。

具体的に申し上げます、県内でもトップクラスの加入組織であると。町内の玉城町のこの加入が多くしていただいている農地、活動のスケールメリットを生かしてここに上がる諸手当、活動の諸手当があるわけなんです、これを玉城町の地域通貨券の発行によって町内地域経済の活性化、又は農・商・工へのステップアップにしていればどうかというのを考えておりますので、そういった考えをいっぺんお聞きをしたいと思うのと、今まで5年間の活動の組織の皆さん、農家の人、非農家の人、地域の子ども会、老人会、協働という、今、協働事業といいますが、協働をいただいて、玉城町では今まで県内でも優秀な活動が多いと私も認識をしております。各組織も活動の基本といいますか、今まで5年間やってきた基本、これは地道に活動を展開しておるわけでありますから、また今回、このような資金が国・県・町から交付をされているということも各組織の方々には十分認識をしておられます。そこへ地域通貨券の発行という提案をした場合に、多くの組織の方は、当然交付されているお金だし、玉城町内で有効に使っていけばいいんじゃないかということで、この趣旨に賛同いただけるんじゃないかなと思っておりますので、その辺のお考えを、今後に向けてお聞きをさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） ただ今、農地・水・環境保全対策事業のことについて質問、そして今までの経過等を説明をいただいたわけであります。大変全町に広がってきて、そして活動を展開をしていただくと、本当にありがたく思っておる次第でございます。平成19年から始まりまして、年限を切って事業を終わるという動きがありましたけれども、私も平成23年8月に東海農政局へその審議会のメンバーとしてお邪魔をさせていただいて、継続の要望をさせていただく機会もありました。これからの展開なりいろんな議員からの今のお話の提案について以前にお伺いしておりますので、担当課のほうへ指示をいたしております。具体的な内容、したがって担当のほうからもお答えをさせていただきますので、どうぞよろしく。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 農地・水保管理支払交付金事業につきましては、議員仰せのとおりご説明をいただいたとおりでございます。

今回、24年度から5ヶ年間、2期の事業ということで進めていただいたところでございます。組織数といたしましては、1期12組織から5つ増えまして17組織、集落数にいたしますと、田丸エリアの佐田区を1つというようなとらえ方をいたしますと、29集落という形になるか思います。

補助の対象面積といたしましては、議員おおせのとおり989ヘクタールでございます。玉城町の農振の農用地の補助対象面積から換算をいたしますと83%。これの伴います活動組織の協定面積、これは白地も含んだ活動エリアでございます。これが全域で1,265ヘクタール、玉城町が1,500の農地というふうなとらえ方をいたしますと82.数%ということ

で、83%近くになるというふうな内容でございます。

あと、県下の状況といたしましては、県につきましてはこういうふうな県下の全体の率で申し上げますと27%という県下の率でございます。また、県全域では315組織が2期の事業に取り組んでおるという状況で、1期の事業の組織数といたしましては同数の315でございました。ですので、新しく48組織がプラスになったというようなことがございます。ですので、48は統合され又はやめられた組織もあるということで報告を受けておるところでございます。

この2期の事業にあたりまして、三重県のほうから示されました三重県型農地・水・環境保全向上対策活動組織の自立展開に向けた取組ということで、議員おおせの地域通貨券というものが示されておるところでございます。この自立展開、自立協創に向けた活動項目、大きく分けて地域コミュニティ活動の向上、そして、社会的経済活動の促進というような大きく2つ分かれる中で、1期のときからあります、例えば農村環境の景観整備とかいうものがコミュニティ活動の向上のほうに入るものではないかということと、その社会的経済活動というふうなことで、やはり自立をしていこうとすると、何らの活動の資金的な部分も必要ということで、地域通貨券を含む考え方の中でしようというものが、県から示された5年間で取り組もうということでございます。

これを受けまして、玉城町におきましては、第2期目の始まります4月24日に、活動組織、これはまだ完全に設立されたわけではありませんが、されようとしておる組織も含めて一堂に会していただきまして意見交換会を実施させていただいたところでございます。そしてまた、これを受け8月に各活動組織に取組に対しますこれらのアンケートを実施させていただきました。これを受けて、9月下旬に意見交換会をしようというふうなことを考えておるところでございます。

そして、この取組の活動のアンケート内容を見ますと、地域通貨券という部分に着目しておる活動組織も1活動組織ございました。そしてまた、意見といたしまして、町全体として統一性を持って景観形成を実施し、町内の史跡、施設等への観光とリンクした取組をしてはどうかというふうなご意見もいただいております。それらも含めまして、この9月下旬には意見交換会を開きながら、この地域通貨券につきましても、議題の中でご議論をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 分かりました。9月下旬に私もまた参加させてもらおうと思っておりますけども、こういうことが理解いただいて、そして、少しアンケートの中にも賛同いただいとこもあるし、1集落だけ地域通貨券を実施するということでありますけども、1集落単位でそういうことやってもいいんですけれども、できれば、これだけ多くの面積を抱えた玉城町ということで、先ほど申しましたようにスケールメリットを発揮すると。それで、先ほど田間課長が言われましたように、三重県でもこの通貨券については推奨しておられるわけでありまして、一つの乗り越えねばならない各組織のテーマというふうに各団体では受け止めておりますので、こういうことを行政指導の下にこういった活動ができた

ら、画期的な事業となり得る可能性がある、私はこのように思っています。玉城町の農地・水・環境保全対策の総合力を生かしてこういった活動ができれば、非常に県からも国からも評価を受け得られる可能性があるということで、当然、商工会、JAなどの連携は不可欠でありますので、こういったことを進めていただくことに対して、ぜひ頑張っていていただきたいと思えます。これも先ほど申しましたようにできれば25年度からと。でないと、5年間の内のこの2年間は棒に振ってしまうのはもったいないので、25年度の予算の中にこの通貨券をどうするかということを入れていただきたいと。先ほど申しましたスピードという部分では、ぜひ対応をお願いしておきたいと思えますので、これにつきましても今後よろしくお願ひしたいと思えます。前向きに進めていただくということなんで、よろしくお願ひしたい。

続きまして、3番目の質問に入ります。これは、今回、3回目になる質問です。玉城町の協働事業の最重点テーマである町防災体制についてお聞きしていきたい。今年町の防災についての取組経過と、今年年内にどういった取組が具体的にされるのかということをお聞きをしていきたいと思えます。

この質問は、玉城町の総合計画の中で、住民との協働事業推進が最も重要なテーマということで、それはもう皆さんご認識をいただいとと思えます。そして、その協働事業の中で、最も大事なのが、自治区防災を含めた町防災体制づくりが重要であると。当然、町長も前回このような答弁をいただいております、私もそりゃそうやなど。そのとおりだと思っております。

そして、8月30日には、東海地方を襲う3連動地震、南海トラフ地震という名が付いたそうですが、想定死者が最大32万人、東日本大震災が想定を大きく超えた教訓から、国は考えられる最大の被害推計を公表したわけでありまして。この記事にはいろんな考え方があると思えますけれども、その中で一番大事なものは、危機感を持った準備や心構え、これが重要であるということはこの記事は訴えているんだと私は思っております。

そして、9月1日の防災の日ですけれども、土曜日か日曜日だったんですか、9月3日の月曜日には、例えば震災で断水した際生活用水確保とか協力井戸ですな、など、新聞やニュースを見ても、どこの自治体でも具体的に取組を始めている姿がうかがえるわけがあります。

これまで、各議員さんがいろいろ質問されて、その中で答弁されてきた中で、行政のやるべきテーマ、これはもう皆さん十分ご存じだと思っております。明確になっておるはずであります。先ほどの質問と同様ですが、残念ながらいろんな形で議員は心配して、去年6月、12月、いろんな形でこの防災体制については質問してきておるわけでありまして、残念ながら行政として具体的な取組は聞かされておりません。町民の皆さんと共に今日最も重要な防災についてお聞きをしてみたいと。このケーブルテレビを通じて住民の皆さんと共にお聞きをしてみたいと思えます。内容は、先ほど申しましたように十分ご存じの1番目が今年の防災訓練、2番目が防災会議。3番目が防災計画、4番目がため池強度調査、そして5番目が自治区の防災組織、これを聞いてみたいと思えます。

それでは、まず1番目に町民の主役、防災訓練についてお聞きしたいと思います。

今年はその防災訓練、開催されるのかどうか。時期、規模、そして訓練実施に対して、昨年の防災訓練、寒い2月にやりましたけれども、これが今回の防災訓練はどう生かされているのか、こういうことをお聞きしたいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな具体的な内容についてのご質問でありますから、主に総務課長のほうから答弁をいたさせます。8月の末に国におきまして南海トラフの巨大地震の被害の発表についての報道がありました。さらに、町としても大変この防災対策が重要だという意識を再確認させていただいたところございました。今後もやはり自らの命は自らで守る自助、そして地域でも助け合うと、さらに公助と、こういった考え方で一層の強化をしてまいりたいと思っております。いろんな対策をこれからも打ち出していきたいと思っておりますので、どうぞご協力、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず、本年度の取組でございますが、今年は、今年の2月に行ったような住民全体によるような防災訓練は今年度は予定をしております。10月21日に役場の職員を中心とした図上訓練を行おうと思っております。

それから、2月に防災訓練をしたことについての成果ということでございますけど、これは各自治区でいろんな思いがあるんでございましょうけども、まず、それを受けて担架の訓練をしたいというようなお申出があったのとか、棒と布で担架を作るという訓練がありましたよね、1つのステージの中で。それから、あと、ストックキングを使ったとかいろんな形で評価をいただいております。

その他、今年の5月29日には、自治区の方々約2名から3名ですかご参加いただいて、「人と防災未来センター」、それから北淡の震災記念公園のほうに88名、これはもちろん県の技術専門員が同行し、DVDを見てもらいながら88名の方を参加して、これも昨年からやっている事業でございます。このあたりが今のところやったというところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 防災訓練は、今年は図上訓練ということでお聞きをしました。

それはちょっと後に回しまして、次に、防災で肝心要といいますか、町長が委員長されております防災会議がございまして。これはもう今後、訓練も含めて集落の自主防衛も含めて、この防災会議は今年何回開催されたのかという質問と、この防災会議として、先ほど林課長が言われました、担架とかストックキングとかいう防災訓練で役に立ったことはそういうことだったという去年2月のお話も聞きましたけれども、この防災委員会としての反省なり課題はまとめられておるかお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 玉城町防災会議そのものにつきましては、今回もメンバーにつきましても条例改正の案でお示しをさせていただきますが、まず、大事な玉城町の防災基本計画の策定をしていただくのが防災会議という主体になっておりますので、次期防災会議

の見直しのときには防災会議を開いて、この開催をしていただこうと考えておりますが、これまでにはそのことについての開催は今年度は計画しておりませんし、今年度も今のところ予定はございません。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 防災会議が今年開催されていないということです。玉城町の防災を進めていくうえでの一番トップの会議だと思えますし、メンバーも今回編成を変えられるということで議案も出ております。いろんな形で、防災のことを決めていく肝心要の会議が今回開催されてないと。多分、そんな中でこの防災訓練がどうあるべきなのかということも検討されて方向づけをされると思うんですが、その認識に間違いはないかお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 防災の計画につきましては、今、玉城町が作成してるのが2003年の東南海地震のモデル、マグニチュード8.3を想定したモデルでいろんな震災対策の計画書がございますが、ご存じのとおり、今回の大きな東南海巨大地震のトラフの関係で大きな被害が想定されるということがありました。これを受けて三重県が、来年年明けの3月までに中間報告をまとめるということになってますので、この地震対策編のほうを大きく変えていきたいと思っています。ですから、25年度には県のほうもある程度この対策案が出ますので、これに合わせて地震対策編を改編させて、このときに事前に防災会議を開きながら、これはひょっとしたら年明けになるか分かりませんが、25年度に入るか分かりませんが、このあたりで防災会議を順次開いていきたいと考えています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 防災会議が開催されてない。当然、その組織として、前回の反省も生かされてないのかなと。防災訓練は予定が決まったと。それは図上訓練をやると。住民の命、財産を守る、それは行政の皆さんの全員の使命だと考えますし、私たちも含めてです。間近に迫っている南海トラフ地震が今うわさをされてまして、東日本大震災で、私は、大きくプレートが歪んだ。3連動地震で本当にその歪んだものが、まさにいつ起こるか分からないという危機感を私はいつも持っています。

今回、防災会議がないし、具体的に区長さんに見学をいただいた。そして、今回委員会のメンバーを再編成して、組織力をつけた組織にしていきたい。それができなければ次に進まないということであれば、この危機感といいますか、いつ起こる、明日起こるか分からない、そのための準備は、いや防災会議がまだ開催されてないということで、危機感で本当に町長どれぐらいお持ちなのか、その危機感というものに対してお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今回の条例改正をお認めいただければ、当然、防災会議のメンバーが変わるわけですから、当然その方に委嘱を新たにせないかんわけですから、このときにはもちろん開催をさせてもらって、今日現在持っている災害編と風水害の対策編と、そ

れから震災編のほうをご説明しながら、今後の玉城町の取組については、もちろん会議を開かせてもらおうと思っておりますから、ないという言い方につきましてはちょっと訂正させていただきます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 僕は明日も聞こかなと思っと思ったんですけど、これはもう今日答えなくていいんですけども、なんで今までの組織がだめなんやと。本当にそう思うんです。今までの組織と何が変わるのかなと。区長さんは抜けているわ、区長会は抜けているわ。そいで三重県が、その計画を作るということでは大事なんであろうけれども、防災が起きたときに、その人たちをいかに動いていただけるのかという本当に実践部隊という部分でも、やはり地元もしっかり知ってもらっている人のほうが、私はその防災を玉城町として独自、県がどうのこうのじゃない、それは参考にはするけども、作るのは玉城町の防災、地域性も違う。そういう意味では、質問に答えなくてもいい、私の意見なんですけども、そんなことが要るのかなと思っています。

要するに、防災会議はこれから組織をつくって、まだ開催もされてないですけども、先ほど申しましたように10月21日に決まったということですので、そして、それは図上訓練、こうなってますので、地域の人は参加をしなくていいということになります。住民の皆さんに危機感、今、防災に対する危機感なり、そういったものをどうするのかというのも本当に私たちの大きな課題だと認識を持っていただく。そういう意味では、参加していただくということが一番大事だと。そんなんのは別でやったらいいんです、日常の中で、その図上訓練はね。

でも、やはり住民全員を巻き込んで今、何が大事なんやていうたら、その危機管理をどうするか防災意識高める、こういうことが今本当に玉城町の今、いつ起こるか分からない地震に備えなければならないと思うんですけども。ちょっと先ほど林課長の図上訓練という話があったので、私の意見に対してどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今回の訓練につきましては、やはり主に対策本部を立ち上げた初動に、例えば阪神大震災のときのある教授の論文の中で、ある市の職員がその当日、朝5時ごろでしたか地震が、そのときに職員が出てきたのが6割しかいなかったという中で、我々は今全部の職員が出てくるということを想定しながら班体制を作ってやっております。これがもしどれぐらいの人数が出てくるかは、もちろんこの小さな町ですから途中で互れきの下敷きになってみえる方いろんな方がみえる中で、まず出勤するのか、その方を助けて出勤するのか、そのあたりもしっかり決めた中で、まず初動をどうするかということをもみんなに意識を持っていただく。また、想定されるような災害に対してどの対策をしていくかということ、事後、震災後の対策をどのようにしていくかということ、今回いろいろ、もちろん県の技術センターの助言もいただきながら、県の技術相談員の助言もいただきながらやっていきたいと考えているのが今回の訓練でございます。

ですから、皆さんと一緒にやっていくということについては、これは今後やらないとい

うことを言ってるわけではございません。まずこれをやりたいということと、それから、この阪神大震災から久しいですが、ところが3.11のこの事件を皆さんは目の当たりにした中で、まず、どういうことをやらないかかということは、皆さん津波にしたら例えば高いところへ逃げるにしろ、我々は津波のことの心配はかなり低いというような情報は得てますけども、それだけに安心することなく家屋の倒壊とかそういうことに対して、皆さんかなり町がPRしなくてもいろんな形で認識はかなり深まってもろとるんじゃないかなと思ってますけども。よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 認識が住民の皆さん高まっているということなんですが、もっと高めていかなきゃいかんということで、図上訓練、職員の方でどれだけ出勤体制がとれるのか、そんなもん日曜日にやったらええと僕は思いますわ。

去年、せっかく住民の皆さんも参加していただいた訓練については、玉城町としてはこれからも継続していくということを私は皆さんにお願いをしたいと。町長もおっしゃってるんですよ、前。玉城町は住民が徹底する実践訓練が一番大事だと、このように過去の回答でも町長の答弁の中でいただいているんで、この言葉はどこへ行ってしまったんだろうと思しますので、また、そういうことを再度ご検討いただきたいと思います。

続きまして、防災計画は先ほどお話を聞きました。今回の組織を新しく作ってから、そして、県の指示が出てから防災計画を作るというふうなことになるおそれがありますけれども、この防災計画が決まらないと、今あるのは平成9年でしたか、のが一番新しいので非常に古いということになります。この体制は承認できたらということになりますけれども、議会の承認ができれば新しい体制をつくるということで、多分、承認はさせていただくとこのように私は思っています。でも、速やかにその体制ができるということが望ましいので、当然、計画の中にも入っておると思いますが、その防災会議はいつ開催されるのか。そして、防災計画を見直すということになります。これは非常に膨大な資料で、それがまた、先ほど申しましたように玉城町の防災計画、玉城町に合ったものにしてかなあかんということになります。先ほどお話にありましたように被害想定、そいで防災訓練、防災に対する行政の役割、地域の役割、広域消防、集落の自衛消防、住民の役割、こんなことをきめ細かに決めていかねばならないということなので、その日程を計画でいいんです、どれぐらいの日程かお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 平成9年の防災計画から今、新しい防災計画案は策定中のものは持っております。それが、ただ、申し上げたように風水害編は9年からそう大きく変わりません。台風とかそういうものですから。

ただ、震災対策編につきましてのシミュレーションですね、それが2003年、県からいただいた玉城町版のが2003年の南海トラフ地震型、マグニチュード8.7ですか、それから平均震度が6.3の規模ですから、今のこの想定とは大きく食い違っています。ですから、死亡者の推定もしておりますし、それからまた、全倒家屋の推定もしておりますが、大きく食い

違うだろうというところで、今、三重県も各市町単位の情報は今公開されませんでした。三重県単位、都道府県単位で。いろんな思惑があったと思うんですが、それはもう報道等でご存じやと思うんですが。これをもう少し三重県と詰めて玉城町版のを作っていきたいと。それに応じてどのようにしていくか。

ただ、給水対策とかそれからあと、想定被害はもとより避難所の対策とかそういうものは、別に今日現在の策定中のもので十分利用できるかと私は思っていますので、これに基づいてやっていきたいと思っています。無いというわけではございませんので。よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 今、そういうことで基本的な部分、行動する部分ですね、被害想定、それについてはいろんな県のデータも必要だろうけれども、行動する部分については、一部もうほとんどできておるとのことなので、そういったものをベースにその自治区の自主防災の考え方の中にどんどん、基本的に変わらないと、僕はそう思うんです。そういったものをどんどん提供していく、こういうことが大事なんだということを、ぜひ提供していただきたいなと思いますし、種は早くまいていただきたいと思っております。

39箇所のため池については、できておるのかできていないのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 裕紀君。

○産業振興課長（田間 裕紀） ため池につきましては、こちら当初予算でお認めをいただいたかと思ひます。緊急雇用の整備事業の中で、ため池・排水路現況調査事業委託というふうなことで、現在、三重県土地改良連合会のほうに発注をかけたまま、現地調査に向かっている段階でございます。年内には台帳の整備の取りまとめが上がる予定になっておるところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 台帳って何ですか。その危険度。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） このため池につきましては 33 箇所ということで、また、現在使用中でないため池もありましたので、それらも今現在、自治区のほうと調整中でございます。まず、ため池につきましては、受益面積、堤塘堤高等調査をいたしまして、で、この堤につきましてはの現地調査、問題がないかどうか、亀裂がないか、漏水がないかというふうな調査、そしてまた、防災計画を視野に入れるというようなことで、決壊したときのハザードマップ的なものを計画をしていこうというふうなことで今、調査を進めている段階でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） ということは、共同調査については 24 年度に終わるといふことで、すね、はい、分かりました。

あと、自主防災なんですけど、これは質問したいと思つておるんですが、時間があまりないんですけども、ぜひ、区長さんに昨年も今年も 2 回行っていただいておりまして、その防

災の意識、区長さんはもうこの12月で替わる。今年の間どこまでできるかというのが、皆さんがせっかくまいた種が実るか実らないかということなんで、年内の間にいかに各自治区がそういった方向性ができて、そして、25年度の区長さんにどう引き継いでいくかということがものすごい大切なことだと思いますので、区長会でやりますのみならず、地域担当制も先ほどしっかりやっているというふうなことで、町長も盛んにやっておるということで、ぜひ、その辺も含めて、今から残り3ヶ月ですね、区長さんの場合は、これをどうしていただくかということを一つの課題にさせていただいておきたいと、期待もしながら思います。

最後に、この場でいろいろ申し上げさせていただきました。先ほど申しましたように、町民の命や財産を守るのは私に与えられた責務だと町長もおっしゃってきているわけなんです。町長は、宮城の多賀市、仙台、石巻へ視察も行かれたと何度もおっしゃってるんです。まさか来るとは思わなかった、油断しとったというのは、副市長さんがそう言われたんだと。玉城町は住民が徹底した実践訓練が一番大事だと、このようにも申されております。そして、被災地へ職員も派遣されたわけです。こういった成果というものをしっかり出していただきたいと。

そして、こうやってお話するだけでは、住民の安全確保はできないんです。できれば、機能させるには防災委員長の町長がどう旗を振るかということで、町内の災害での死亡者ゼロを目指すんだという町長の実行力、行動力が今必要だと、私はこのように思っております。

そして、課長さん方も職員の皆さんも、当然、町民の命や財産を守るのは皆さんの仕事、任務だと思いますので、いろんな形でトップのポリシーというものもありましょうし、皆さん方のボトムアップ、職員さんのボトムアップの実現をさせていただいて、役場組織内の協働、いろんな組織が協働して町民のために働けるような、成果を出せるような総合力が出せるように、それもスピードを上げてよろしくお願ひしたいと思います。

たくさんお願ひをしましてまいりましたけれども、これで私の一般質問は終わりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員からいろいろ激励のご質問いただきまして。防災対策に大変力を入れたいと思っておりますし、自治区の皆さん方にもそういう意識をさらに持っていただいて。

先般もこの南海トラフを取りまとめた、あるいは3.11の中心的な対策のメンバーでありました京都大学の河田先生にも、以前もサンアリーナでお会いしましたが、南海トラフの発表の前に津へお越しいただいたお話を聞かしていただきましたが、ある首長が、私たちは町民の命と財産を守る責任があるんやと言うとるけれども、そんなことできませんやろと。そんなできないことをなぜ言うんですかと、首長も亡くなっていますやないかな、被害に遭うてますやないかと。消防や警察の方も皆被害に遭うてますやないかと。したがって、まずは職員の皆さんにも言いたい、首長にも言いたい、そして消防団員の皆さん

ん方が約280名から亡くなったという3.11、これは、まずは自分で自分の命を守ることに一所懸命になってください。そうでないと、自分の役割は果たせない。、こういうふうなことで、そのときにもある市長さんの質問もありましたけども、そういう考え方は当然分かりますけれども、まずは自分で自分の命を守ることにぜひ自治体として決定をしてほしいと、こういうことであります。

今、盛んに、この3.11、1年半を経過いたしましたして、NHKでも、あるいは昨年も群馬大学の片田先生、有名な先生にも直接お話を聞かしていただいた機会がありましたけれども、釜石の奇跡が盛んに報道されております。ある自治体の小学校では7割の子どもさんが亡くなったと。ところが、釜石の子どもたちは99%助かったと。それは何かというそのことであります。まず、想定にとられるなど、そして、そのとき最善を尽くせと、そして、真っ先に逃げると、こういう3つを徹底してやはり力を入れてきたというお話も賜ったわけでありました。この南海トラフが本当に今までの歴史的なデータに基づくところの被害想定ではなくて、現代の科学的なデータに基づいての南海トラフ、32万人という莫大な大きな被害想定があるわけでございます。

これは河田先生がおっしゃるのは、そんな行政が対策を講じて減少するような簡単な話と違うということでございまして、やはり行政としては長丁場の対策を講じていかなきゃいかんというふうなお話でありますけれども、やはりそんな悠長に構えておるわけにはいかん部分もありまして、今回の9月補正でもお願いしておりますけれども、以前から玉城町は津波がありませんから、阪神淡路の地震の教訓をやはり生かしていくべきだろうと。特に耐震化、このことにも今回、補正もお願いをしておるわけでありまして、耐震化なり地域のもちろん共助の消火活動、こういうふうなことが阪神淡路のそうした教訓の中から教えていただいておりますので、このことにも力を入れていきたいということと、重ねて、まず、どうしたら自分の命が助かるのかということ、こういったことをいろんな機会を通して住民の皆さん方にも働きかけ、そして、もちろん公助もしっかりする。そして、自助、共助もやってもらおうと。こういうことで取組を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川 直人君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

(11時16分 休憩)

(11時26分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 中瀬 信之君の質問を許します。

5番 中瀬 信之君。

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） 5番 中瀬。ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告書に

従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、防災井戸の有用性と今後の対策ということについてお伺いをいたします。2点目の質問は、平成23年、昨年(2021年)の12月定例会で質問をいたしました公共施設内の車椅子及び思いやり駐車スペースの件についてであります。その進捗状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の防災井戸の有用性と今後の対策ということについてお伺いをいたします。先ほど来、大きな地震のときに災害が起こったりいろんなことで、このことについては非常に重要である防災・減災というのは重要であるということでは言われております。そういう中で、私たちが今思うことですが、東日本大震災以降、私たちは、防災に関して大きな関心を持つようになってまいりました。先月にも発表された、先ほど町長言われましたが、南海トラフの大地震、被害想定が余りにも大きいことに驚いているところであります。わが町においては津波による被害はないというふうに考えておりますが、最大で32万人の方が亡くなるという想定であります。

このような想定の中で、私たちの町にも大きな地震による被害は想定されます。想定される震度は7というふうに伺っておりますが、家屋の倒壊や生活の基盤をなすライフラインに大きな被害を受けることは明らかであります。阪神淡路の大震災や東日本大震災など巨大な自然災害が発生するたびに水道が遮断され、手厳しい水不足に陥る地域が多くあり、飲み水や生活用水の確保は困難を極めておるといふふうに言われております。

町長は、玉城町全体の安全・安心を考え防災対策を考えていると思いますが、先ほども言われたように大きな震災があるときは、自分の命を守ることが最優先であるといふふうに言われておりますが、「備えがあれば憂いなし」という言葉もありますので、備えをすることはやはり大事なことでありと私は考えております。

そういう中で、今回、あえて防災井戸という限られたテーマでの質問をさせていただきます。ライフラインの重要な一つになる水の確保に向けた取組は、早ければ早いほど効果が出ると言われております。

そこで、町長にお伺いをいたします。災害時におけるライフラインの確保の重要性が叫ばれておりますが、特に飲料水、生活用水、生活用水というのはトイレやお風呂、洗濯、洗面などの日常生活に必要とする水であります。その確保は生命にかかわる大きな要素であるといふふうにいわれています。試算によりますと、1人の人間が一日に必要な飲料水は約2.3リットルといわれております。また、生活用水に至っては約6リットルが必要とされております。防災井戸の有用性が近ごろ注目をされておりますが、町長はこの防災井戸の有用性をどのように認識をしているのかお伺いをいたします。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬 信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 中瀬議員から、まず第1番として防災井戸の有用性と今後の対策ということでご質問をいただき、ただ今もご意見をいただきお聞きをいたしました。まさに議員のおっしゃるとおり、少しでも災害を少なくしていくことを減災、そのた

めには日ごろからの備えというのは大変重要だということはおっしゃるとおりでありますし、いざ災害が発生した場合のそういうライフラインの確保というのは、これもまた重要なことでございます。

防災井戸でございますけれども、防災井戸そのものも災害のときに被災するかもわからんところというふうなこともあるわけでありまして。やはりまずは災害時に何が大事かというところ、おっしゃるように飲料水の確保ということ。きちっと水質の保全された衛生面で十分な担保をされておるその飲料水の確保、これはもう第一優先に考えなきゃならんというふうな思っておるわけでありまして。

そのために、町としては特に岩出の配水池、山神の配水池に対しましても耐震の場合の緊急遮断弁、地震が起きた場合には、そこで緊急にロックをして、そして水が漏れないという緊急遮断弁を既に装置をいたしております。それから、6リットルの給水パックも2,500個、さらに浄水器につきましても、各避難所にはもちろん配置をしてということで7台設置をしております。そういうふうな形で、町としての飲料水の確保の対策を講じておるということでございます。

さらに、いろんな被災地での緊急の対策を見ておりますと、当然のことながらわが玉城町も平成16年の災害、その後の災害でございましたが、宮川村（現大台町）、紀宝町のほうへも1.5tの給水車をお貸しをしたということもありますけれども、近隣からの応援体制、あるいは特に自衛隊の派遣要請に伴うところのお願いをしての給水支援と、こういうふうなことが被災地での実態でございました。おっしゃるように当然のことながら、まずは飲料水の確保ということが大変重要だと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長は、災害のときの飲料であったり生活用水は必要であると。給水車もよそに出して、玉城町にはそういうものもある。例えば飲料水も持っておるということをおっしゃってありますが、今回の南海トラフの地震というものは広範囲に起こるといのが一つの想定であって、わが町だけが災害に遭うということではない。静岡から九州まで幅広い範囲で大きな地震災害が発生をして、どこも助けに行ったり来たりすることがまずできないであろうという想定の下に、この町がどういう対策を取るんだということが基本的な柱にならないとだめだと思います。

監査委員さんも言われておりましたが、わが町の水道についてまだまだ耐震が全部完了されていないということもあって、震度7と言われるような大きな地震に見舞われた場合には、ほぼ使えない状況になるということが想定をされるのではないかなと思います。

それから、水道の1日の配水量というんですか、先般の監査の中で見ておりますと、6,547立米という大きな量が必要となるわけです。その中で、2リットルのペットボトルを1本2本と備えてもなかなかそれが大きな助けになる、少しは助けになると思いますが、なかなかそれで全てを賄うことができないというふうな考えてます。これは本で見たんですが、関東大震災のときにも大きな地震で水道とかいろんなものが破壊されたけれども、水には困らなかった。それはなぜかというところ、大正時代ということもあります。各戸に井戸が

あって、その井戸が大きな役割を持って水を供給できたということがあります。

阪神淡路大震災のときには、そういうものがなくて非常に水ということには困ったと。その必要性が世に言われとるといふふうに思います。そういうことを含めて、これからの水確保ということも十分考えなければならぬのではないかなと思っています。

今、水確保をするにあたって、町内にある各戸の井戸であったり、その井戸が使える状況であるのか非常に心配なところでありますが、将来、住民の生命や生活を守るうえでも、そういうことを把握しておくことは非常に重要なことではないかと考えておりますが、今現在、玉城町内にある井戸の設置場所や水質状況を把握しておるのかお伺いをします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的な内容は後から担当からお答えをさせていただきますけれども、先ほどの奥川議員からのお話、そして、今回の南海トラフやあるいは阪神淡路大震災の教訓ということは、もう何度も皆さんお聞きをいただいているように、議員さんであっても消防団員であっても、それぞれの方が被害に遭われとるといふことでありますから、まずはご自身の命を自分で守ってもらうということ。そのためにどう備えをしていくのかということになけりゃならんわけでありまして、大人の方1人1日3リットルの水が要るだろうということでございます。したがって、そうした個人であるいはご家庭で最近では楽に手に入れていただくことができますから、その部分の当面の飲料水だけはぜひ確保をお願いしたいということをもっともっと訴えていきたいと思っておる次第でございます。あと、補足をいたします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 井戸の調査については、今までやったことがございません。今後につきましても、防災井戸の確認とか調査についても、今のところ予定はございませんが、一つ、この井戸につきましても、飲料水として使うのは非常に問題があるのかなと。今、仮に検査をして使えるとしても、当然、震災の後、どういうふうな水の経路になるかわかりません。その心配もありまして、飲料水としては難しいかなと。中で、生活用水なら使えるんじゃないかということで、各自治体でいろんな取組が行われておるといふことが多分ご質問やと思うんですけども。やはりこれにつきましても水質検査をして今、合格というふうにさせていただいたとしても、震災後直ちにそれが生活用水として使えるかどうかということの保障が、自治体としても担保がしにくいと思っております。今後もその防災井戸につきましても、玉城町としては今のところ、予定はしておりません。

また、県が今、対策を講じておる防災計画の見直しの中でも、担当に直接聞いてみたんですが、今のところ、この生活用水としての防災井戸についての取組については明記がされないようなことを、今日の段階ではそのようなことは言っていました。

したがって、やはり水は今申し上げたように岩出のほうに4,000トン、それから山神のほうに1,060トン、遮断弁を使って水の確保をしておりますので、こちらのほうで。それから、浄水器を各避難所に大きなのを1台ずつ、それから手漕ぎ用のも3台持っていますので、これで水の確保をしていきたいと、このように今のところ考えてます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 私が申し上げたいのは、水の準備を各戸がするとか、そういうことはもちろんのことであると思います。大きな町で保管をしておる給水所の耐震とか水確保するのはもちろんのことではありますが、全国的にこういう防災の井戸というものも大きく取り上げられておる。

それは何かというと、やはりそれだけでは賄えないところが多くあるのと違うやろかという発想からだと思います。そういう中においても、玉城町には古くから井戸を使った家がまだまだたくさんあると私は思っております。実際にどれだけの井戸が残ってるか分かりませんが、そういうことを把握しておくことは大事ではないかということをお願いしておるんです。何も知らんと、そういうことは知りません、今後、対策は考えていませんじゃなくて、こういう水という生命にかかわるようなものが、今あるもので賄える可能性が非常にあるのと違いますかということをお願いしているわけですが、そのことを踏まえていかげすか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 水の確保はどうかという、あるいは水利といいますか、そういうふうなことでの把握は要るんと違うかということでもあります。

これは、ご家庭であれば自分とこのお家には井戸がある、あるいは田丸の街中には共同井戸がある、あるいは30数箇所のため池があると、あるいは河川があると、こういうふうなことの水利というものは、やはりそれぞれで把握をしていただいて、いざというときにはこうやという意識をぜひ持ってほしいなと思っております。町の公助の部分でありますと、例えばお堀の水がありますから、これを浄化の設備を備えておりますのでそれができる。あるいは、ため池からのその注水あるいは下水として、飲料水ではなくて注水、下水として使用することができるとか河川からできるという形の、これは当然のことながらいざというときの水源の確保というものは必要になってくると思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 町長は、今ある浄水器とかそういうもので池の水を飲み水に使ったりそういうことを真剣に考えておるといふふうにかがえますが、今、日本各地でそういう発想ではなくて、実際にある井戸を使った井戸水確保であったり、例えば、避難場所、玉城町では各小学校や中央公民館、保健福祉会館というものがあありますが、そういう場所には防災用の井戸を掘るといふような、全国的にはそういうことがいろいろ考えておるわけですが、玉城町にはそういう考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 池の水を飲み水という形で、やはり使えないことはありません。しかし、イメージ的にこれはなかなか無理だろうと。しかし、飲料水ということではなくて注水、上水道飲料水のワンランク下の注水とか下水に使うという意味合いで申し上げるわけでありまして。

それから、中瀬議員の情報の中でそういうふうなところもぜひ教えていただいて、いっ

ペン検討したいと思っておりますが、今までの阪神淡路あるいは3.11の例からいたしましても、特にそうした井戸の関係は今まで私のほうでは伺っておりませんが、ぜひ、そういう情報を今後また教えていただければ、検討したいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 情報いろいろ教えてくれと言われておりますが、情報は私よりも町長のほうが入る手立てが非常に多いのと違うかなというふうに思いますので、そちらで手立てをしていただくと非常にいいのではないかなと思います。

私が防災井戸を作れとか水質検査をせよとかそういうことをお願いしてるんじゃないで、今、町長が考えとる中に、備えあれば憂いなしということもありますが、そういう中にこういう項目が一つも入っていないのかということを知りたかった。このことを考えなくても玉城町は賄えるというふうに判断をされておるのか。例えば防災井戸も一つの大きな要素として考えていけないのか。例えばそういうことになれば、水質検査をするにあたっては予算も必要ですし、いつ起きるか分からない災害については早急に手立てをして予算も組まなきゃいかんのと違うかなというようなことがありますので、今回のこういう質問をしたわけでありまして。町長が必要でないということと言われるのであれば、来年度予算にもこういうことは計上されないという判断でよろしいのでしょうか。お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やはり、町として備えてできるだけ賄えるようにしていかなきゃならんと思っております。

しかし、先ほどの奥川議員からの質問でもお答えを申し上げましたように、もうはるかに大規模な災害というのは完全に何もかもカバーできるというものではありません。そういうこともぜひご理解をいただきたいと思っております。いろんなところで、まずは地域あるいはご家庭、そういうところでもぜひ何かの備えは意識してもらうような啓発活動にも力を入れていきたいと思っております。できるだけ今の玉城町の水確保の状況をお聞きをいただいておりますけれども、さらなる町としてのその完全にずっと引き続いてということにもなりませんし、また衛生状態を考えてみましても、特に被害に遭った時点での3.11の後、大変そのときのパニックから体が弱って病気になられる方も出ておると。そんな中でのやはり飲料水というのは大変衛生面に気をつけなきゃならんということもありますから、そういった点でまずきちっとした当面の飲料水というのはこれはもう当然のことでありまして、町も、そしてそれぞれの皆さん方にもぜひ確保していただくようなそういう取組を進めていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 私も今まで防災とか玉城町の減災について質問をさせていただきましたが、今回は特に水といわれるこの生命に一番近いところのことについて、防災井戸ということで一つ聞いたわけですが、今の状況では25年度予算にも反映されない現状の中で、町長は水確保に向けて全力でされるという判断ですので、実際起きたときのいろんな

災害について、またいろいろと今後は考えていただきたいと思いますが、現時点では必要がないという判断をされたというふうに私は理解をさせていただいてよろしいですね。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 必要がないというか、現時点で、より自助あるいは共助の中でそういう部分の是非日ごろから意識をしてほしいと。町は町として、十分といえるかどうかというのは中々ありますけれども、最大限の確保をこれからも努めていきたいということです。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 分かりました。それでは、2点目の質問のほうへ移ります。

これは、今言いました、これからの対策を水についてどうするんですかじゃなくて、昨年の12月の定例会で質問したことについて、町長が責任を持って答弁をされた内容ですので、その進捗状況や対策について伺いをいたします。

昨年の定例会で質問を行った内容ですが、役場の駐車場にあります車椅子駐車場や思いやり駐車スペースを含める公共施設内の駐車スペースについて伺うことといたします。車椅子や思いやり駐車スペースのことについては、玉城町は福祉の町であり、福祉にかかわることを積極的に取り入れる町であるとの思いから伺ったことではありますが、実際には施設などが十分にその機能が活かされていないなかったり、施設が整備されていないこととあります。今回は、12月の質問で町長が答弁をしたことについて伺いますので、よろしくお願いをいたします。

質問した内容ですが、公共施設内の駐車スペース、これは車椅子駐車スペースや思いやり駐車スペースの考え方について、町長並びに教育長に伺った内容であります。そのとき町長はこの問題に対して、「やはり体の不自由な方がいろんな施設へ行ったときに、近くに気楽に停めれる駐車スペースがありますと、よりそのような方々が社会参加をしていただける機会が増えるわけでございまして、大変重要なことだと認識をしています。」と言われておりますが、今のお気持ちも変わらないのでしょうか。

続いて、教育長はこの問題について、「先ほど町長からのお話もありましたように、教育という立場に立って考えた場合ですけれども、特に学校教育の中でそのような駐車場の意義を教育の中で子どもたちに教えていくことで、広い意味で障がいをお持ちの方々に対する社会生活弱者への理解にもつながっていくと考えておりまして、私どもも非常に大事なことであるという認識をしております。」と言われております。そのとおりだというふうに思っております。

このような状況の中で1番目の質問に入るわけですが、皆さんもご存じだと思いますが、役場正面に車椅子の駐車スペース並びに思いやり駐車スペースというものが入口のところに設けてあります。今の駐車場が十分な状況なののでしょうか。今の車椅子スペースには屋根がない。例えば雨が降ったときに、車椅子の方が濡れなくて庁舎内に入れるような車椅子スペースに屋根を付いたりスロープに屋根を付けるなど行い、利用者が天候に左右されずにいつでも役場が利用できるように一つ上の考えはできないのかという質問をさせてい

ただきました。

この質問に対し町長は、「庁舎の耐震診断の後、若干の改修が要ると想定をしています。いろんな面で検討はしていきたいと考えますが、やはり基本は不便をおかけしない。このような工夫をしていくことが要ると思っています。」と答弁をされていますが、町長はどのような検討をされたのか。また、利用者に不便をかけない方法とはどういうことを考えてみえたのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 12月に質問いただきました駐車場の関係でございます。そのときにも答弁をさせていただきました。今、中瀬議員からお話のとおりでございます。それぞれの今の時代でありますから、公共施設には障がいの皆さん方が利用していただきやすいようなそういうスペースというのは、当然のことながら必要でございます。いろんな配慮、思いやりの心を持ったそういう対策は必要であるという認識をそのときにもお答えさせていただいたところでございます。

特に、後ほど担当課長からも答弁をいたさせますけれども、県といたしましてのそうした対策が今後進んでくるというところで、それぞれの市町においても、そのことで取組をしなければならぬという「三重おもいやり駐車場利用制度」というものがスタートするというので、先般からも町村会、あるいはまた担当課長のほうへの連絡が来ておるということになっておりますので、またそのことも補足を申し上げてお答えとさせていただきます。と思っております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 12月答弁で町長のほうもさせていただいたように、町の職員、役場のほうですけども、今現在、駐車場には屋根のほうを設置されておらんという状況でございます。

それから、町内の各公共施設20箇所あるわけでございますけども、その中で屋根が設置されておる障害者駐車場が設けられておる施設というのが病院のところでございます。玉城病院については設けられております。それ以外のところにつきましては、屋根は今のところ設置はされていないという状況でございます。

ただ、ちょっと町内20箇所の内8箇所については、障害者用、車椅子用の駐車場スペースが設けられておると。台数的には12台分が設けられておるような状況でございます。

また、思いやり駐車区画につきましては、これも7箇所7台分が設けられておるという状況でございます。

それから、先ほど、町長のほうからお話ありました県のほうの「おもいやり駐車場制度」、10月1日から始まるわけでございます。これに関しまして各市町のほうで、これにつきましては、戻りますけども「パーキングパーミット制度」、利用者証を発行して利用を促進していこうという制度でございます。これにつきましては、今現在思いやり駐車場の利用状況が思わしくないというような状況になっており、どの方が利用できるのか、利用していいのか悪いのかというのが分からないという部分もございまして、10月からこの制度が

始まるという格好でございます。

これにつきましては、駐車許可証というものを発行させていただきまして、それを分かる場所に表示をしていただくような格好で利用していただくという制度でございます。

ただ、この受付につきましては、各市町の窓口で行うという格好になりますので、玉城町のほうでこの登録を今もう開始させていただきとるんですけども、手続を行いまして利用者証を発行させていただくと。この利用状況を見た中で、12月の答弁をさせていただいたと思うんですけども、保育所、あと学校あたりにも設置をとということで中瀬議員のほうからお話が合ったかと思いますが、そのあたりについては検討させていただきたいと考えております。

この際でするので、ちょっと思いやり駐車場制度の関係の利用できる方についてのご説明をさせていただこうかなと考えております。よろしいでしょうか。お時間ちょっとだけいただいでよろしいですか。

この利用できる方なんですけども、障がい者の方につきましては、視覚障がい1級から4級、聴覚については2級3級、上肢下肢等のそれぞれの等級がございます。ただ、以前の障がい者という中身とは別に、要介護の方についてもこれをご利用できる。また、あと難病の方であるとか妊産婦の方がご利用できるという格好の制度になってございます。

また、一時的にケガ等で一時的な方もご利用ができるということになってございます。一応、原則5年ごとの更新ということになっておりますが、妊産婦の方ですと、産前の4ヶ月から産後の6ヶ月という縛りがございます。それから、ケガ等につきましては、一応最長1年の範囲で必要な期間という格好になってございます。この制度の登録される方の数をみた中で、どんどん整備をしていきたいとは考えてございます。

ただ、中瀬議員のおっしゃってみえます降雨時の乗り降りについての部分でございますけども、これにつきましては、高齢者、障害者等の移動に円滑に促進に関する法律の施行令等にはうたわれておらず、三重県のユニバーサルデザイン町づくり推進条例の施行規則の中でうたわれておりまして、必要に応じて降雨等の影響を少なくする庇又は屋根等を設けることという格好になっておりますので、この部分の必要に応じてという部分で、今のところ、整備が進んでおらんという状況ではございます。

ただ、うちの職員にも下肢が不自由な車椅子の職員がおりまして、その職員の話をお聞きしますと、今のところ、役場への出入りについては特段支障がないというふうな話を聞かせてはいただいております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、1番目の質問ということでお伺いしたことと、2つ目の質問を言う前に回答のほうをいただいたということがありますが、県が進めておるユニバーサルデザインに基づくおもいやり駐車区画とか、これは、2番目に質問する予定でありました各保育所とか教育委員会の駐車場とかそういうものも全て玉城町の状況を把握しておるんですか、現在。以前は把握していなかったというふうに思いますが、現在、どういう把握をして、その把握をもとに将来どういうふうなことをしていくんですかということをお聞

くことについて、中村課長がこういうこと進めとる、調査を行ったということで了解をしますが、私が今質問したことは、役場の前にある駐車場の車椅子駐車場と言われるところです。車椅子駐車場というのは、基本的にはドアを全開にして車椅子を運び出して出ないといけない駐車場のことです。他の思いやり駐車場であったり、ドアを全開にしなくても出入りできる、そういう人たちが専用に使えぬ駐車場とはちょっとわけが違うと思うんですが、このことについて町長は、役場本庁舎の耐震化ということがあるので、そのときに予算化できるかどうかの検討をしたうえで、このことについても考えたいということをおっしゃったので、そのことがどういうふうに検討されて、どういうことが不便をかけない内容なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） そのときにも答弁させていただきました。全体の役場改修と合わせてというお答えもさせていただきましたけれども、今もあります、スロープのところですね、そういうふうなところで、今どっちかといいますと檜の木の下のところは緑の表示の思いやり駐車場というものもありますけれども、要するにこちらの池側のところの駐車場からスロープを通してということになっております。その表示等、もう少ししっかりとし直す必要があるのではないかなと今考えております。できれば、その改修と合わせてそういう部分は改良していきたいと思っています。

したがって、今のところ、屋根を付けてというふうな考え方はございません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） そうしますと、前回質問した中身では、町長は基本的には不便をかけないようなことをしていきたいんやというようなことを言われておりましたが、基本的にはそのことが解消されないと。雨降ったら、その日はもう来んといてほしいと。例えばね。それか、雨の降らん日に来てくださいと。これから秋の長雨もあるし、春になれば梅雨もあって、なかなかそういう場合がいつでも想定できないと思うんですがということを前もお伺いしたんですが、改めてお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 当然のことながら、そういった形で確保ということは大事でありますけど、議員はその屋根のことをおっしゃるわけでありましてけれども、やはりもちろん利用していただく方も天候のことをご自身で判断なさってということも当然あるわけでありまして、また、何か不自由があれば、最近ですからもちろん電話で連絡をいただきましたら、お迎えにおじゃますることができるわけでありまして、そういった形で不便のかけない形の対応は十分可能ではないかなと思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） しつこいように言いますが、町長は、例えばいろいろ検討した中で不便をかけないようなことをしていきたい。その中で、なぜ駐車場に屋根かと言いますと、今回、耐震化に大きな予算をとるわけですね。4,000万からのお金をとって。その中で、例えば玉城が一つ上の福祉の考えを持った中で、アルミの駐車場の屋根を付けることが、

大きな耐震化をする中においてとても考えにくい予算の枠にあたるのかなと思います。これは町長の考えひとつだと思っております。

例えば、町長が、そういうことをもう必要でないということであれば、このことはもう先に進まないと思うんですが、前は町長は必要でないとは言われてないんですよね。利用される皆さん方に基本的には不便をかけない方法があると。そういう中で耐震化という大きな予算を持つ工事をするので、そのときに考えますわと去年は言われておっただけけれども、今回もそのことが実施されないということは、はなから考えがなかったのかというふうに私は考えているわけですが、そのことについていかがですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 予算のこととかいろいろありますけど、具体的に不便やとか屋根がなきゃならんとかというふうな声は聞いとらんのですわな。そいで、障がいの方で利用していただく方にも直接お聞きをいたしまして、特段支障はないんだということでもあります。そういうふうなことで、もちろんいろんな方のご意見もありますから、当然盛んにそういうことどうかということであれば、また検討していかねばならんと思っておりますけど、そういうふうな声は私のほうへあんまり届いてせんやわ。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 声が届く届かんは、いろんなところで届いたりしていることがあるというふうに思います。が、今の玉城町長として、福祉の町であるということはずっと言ってきた中においては、一つ上の考えをなかなかお持ちでないのかなと思います。

それから、障がいの方が実際に不便を感じとらんというふうに言いますが、一度、雨降った日に、町長、車椅子に乗ってどういう作業ができるのか、いっぺんやってください。私、以前に聞いたら、家から合羽を着てきて、これ前に言いましたが、その合羽を着ながら運転してきて、車を置いて、車椅子に乗って、また庁舎の中へ入ったら合羽を脱いで受付をして、それからまたせなあかんのやというようなことも聞いてるわけです。ですから、そういうこともあると思いますから、いろんな方の意見を町長はお聞きになって、4,000万もかかるような工事の中で1つの対策が私はできるのではないかなと思っておりましたが、今回の予算には反映をされないということですので、将来に向けて教育長はこういうことは必要やというふうに前回言われておりますので、教育長という立場も考えて、そんなことを町長に進言していただくとありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やはり基本的に中瀬議員がおっしゃるように、障がい者の方々、あるいはそのどんだんだんだん高齢者の方が増えてまいりますから、暮らしやすいそうした対策というのは必要でありまして、このことに限らず、特に最近では高齢者の方のことももちろんでありますけれども、議会で認めていただいて約4,000万からの玉城町の町費を、もちろん今回は緊急雇用での財源充当もありますけれども、具体的に申し上げますと、保

育所あるいは小学校での補助員、介助員、教育支援員ということで、障がいをお持ちであって対策を講じていかなきゃならんというふうな町の課題もありまして、全体を通して障がい者の施策というものは当然必要な時代になってきておりますので、いろんなところでできるだけ配慮をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） いろいろ言われましたけれども、実際に目で見えるような形にしていただきたいなというふうに思います。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

(12時12分 休憩)

(13時10分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番 北 守君の質問を許します。

2番 北 守君。

《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は国土調査法に基づく地籍調査の実施について、2点目は有害鳥獣被害対策についての2点でございます。

まず、1点目の国土調査法に基づく地籍調査の実施についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

ご存じのように、地籍調査については、昭和26年に土地の1筆ごとに所有者、面積などを確定するために始まった事業で、結果については法務局に登録し、固定資産税の課税の資料として活用する基本的なデータとして利用されております。比較的東北地方については地籍調査が進んでいる地域は約9割を占めておりますが、事業をされていない地域もこの中にはありまして、東日本大震災による、いわゆる津波の被害でございますが、災害の復旧を進めるうえで土地の境界が全く分からなくなってしまったということで確定できないために、復興が遅れてしまったという状況も生まれてきています。

国土交通省は、東海地方など大規模な地震や津波の発生が予想される地域で、土地の境界を確定する地籍調査をこの6月に名古屋市で測量を始め、静岡市や三重県の都市部でも順次実施する方針であることを4月19日付日本経済新聞で報じておりました。これについては、震災により官の持つ道路と私有地の境界も含め官民の境界を明らかにする作業を国が直轄事業として進めるもので、地籍調査、いわゆる都市部官民基本調査として現在実施されておると思います。

東海地方は、地籍調査が全体で約10%程度と進捗率は悪いわけですが、三重県はさらに

地籍調査事業が8.4%と遅れております。

さて、玉城町は、平成24年度より新田町、妙法寺地区を地籍調査しておりますが、隣の町では事業を本格的に実施するため、専門の部門を設け事業を進めており、完了するまで相当の年数がかかると聞いております。

さて、ここで伺いするわけですが、玉城町は下水道が平成27年度に完了予定ですので、これに替わり地籍調査事業を全町的に進めるため、今後、地籍調査を継続して実施していく予定があるかどうか、また、どのようにして事業を展開されるのか、計画をお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から2点のご質問をいただきました。1点目の質問の国土調査法に基づく地籍調査の実施についてでございます。議員、質問でも述べられたとおり、三重県そして玉城町でもこの取組が大変遅れております。今、説明もいただきましたとおり、やはり正確な地籍を確定していくということは、行政運営にとりましても、あるいはいろんな想定される災害のいろんな復旧にとりましても、大変基本的なデータとして重要なことであります。町としても、議会としてご理解をいただいて、平成22年度から新田町、妙法寺地内からこの地籍調査に取組をさせていただいております。

そして、平成27年度、今の予定では玉城町全域を宮川流域下水道完備が平成27年という計画を持たしていただいておりますので、それまでの6年の間でさらに計画を進めながら、その後の計画といたしましては、田丸、佐田、下田辺、勝田の一部の地域、1.13平方キロメートルの実施を見込ませていただいて、そして、今述べられたように、これに先駆けて国の直轄事業でありますところの都市部官民境界基本調査を本年度実施する予定にさせていただいております。新田町、妙法寺地域に引き続き、この遅れております地籍調査について取組をさらに進めてまいりたいという考え方であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 町長のほうから、順次、流域下水道をつなげた後も含めて、下水道の後の事業として田丸、佐田、田辺ということで1.13平方キロというお話があったんですが、私、特にこれをやろと思たら、やはり災害も含めてのことですけども、かなり時間がかかりますので、今の町長の答弁の中でおっしゃってみえた1.13平方キロは何年度ぐらいまでを目標に置かれるのか。順次やられるということですが、分かっておればちよっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的な内容、担当課長から答弁いたさせます。

○議長（風口 尚） 建設課長 松田幸一君。

○建設課長（松田 幸一） 何年ぐらいかかるのかというご質問でございますが、現在の新田町の4ブロックに割った中でも6年を要しておりますので、先ほど質問のございます都

市部官民境界基本調査ということで、国の直轄事業ということでお願いを申し上げ、本年実施するところとなっておりますが、この事業が完了した折に新田町でも 0.42 キロ平方メートルという面積を実施して6年かかっておりますので、まだ、それを分割して何年かかるというところまで結果が出た段階で、また何年かかるというふうにもっていきたいと思っておりますが、5年や6年ではできないというふうに承知しておるところでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） よく分かりました。地籍調査はかなり時間のかかる隣同士の境界ですので、これまた住民の方も協力をしていただかないかということもありますので、これは時間かかるんじゃないかと私も思っておりました。

それで、地籍調査をやるのが今、町長のほうからも順次やっていきたいということでお話をいただいたんですけども、この地籍調査をやっていただく場所というんですか、例えば、私が思ってるのは、一番災害で困るんは田丸地区やないかなと。といいますのは、液状化現象もこの間、前回のときも一般質問でもされとった方もおりましたので、液状化現象とか、それから火災とかということで、どうも境界が分かりにくくなってしまいうことで、こういう田丸地区とか田辺ということで今おっしゃっていただいたので、これはよかつたなと思うんですが。例えば原とか山神とかそういうふうな集落単位というのは、どういうふうな順位を付けてやられるのかどうか。どういうふうに考えておられるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 松田幸一君。

○建設課長（松田 幸一） 町内のどこをやるんだということですが、総合計画の中でも少したっておりますが、最終的には都市計画区域内からほ場整備が完了した農地があるわけですが、この部分を除外させていただいて残りの部分、およそ 18.60 平方キロメートルとなっておりますが、この地域を対象として事業を進めたいと考えているところでございます。その中でも優先的ということで、現在、新田町の後、田丸地内、町長申し上げた地域に入っていきたいと。そういうことから、まずは中心部から徐々にということ考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 要は、都市計画区域内から先にとということで理解させていただいてよろしいですね。それから、ほ場整備を除く集落の順にまたそのときに考えていきたいと、こういうことでよろしいでしょうか。

それから、こういうことで積極的にしていただけるということで、私は実は一番最後にも述べようと思ったのですが、地籍調査、都市部官民境界基本調査もそうなんですが、いわゆるこの事業といたしましては歴史的な事業やないかなと思っております。

といいますのは、後世に名を残すというのは、ちょっと変な言い方ですけども、そういうふうな悪い意味でとっていただくとちょっと失礼な話になると思うんですが、そういう一大事業というふうな私はイメージでおるわけなんですけど、ぜひ、この事業を進めていただきたいと思います。

この中で、なぜ進めていっていただきたいと言わせていただいたのは、事業主体が、地籍調査の場合です。都市部官民境界基本調査は全額国が負担していただけるということで、町の一般財源の持ち出しは全くないと。多少の事務費はあるかもしれませんが、ないというふうに聞いておりますので、いわゆる国の事業ということですが。地籍調査につきましても事業主が玉城町になりますので、国が2分の1、それから県が4分の1、町が4分の1。その町の4分の1の内の約8割が地方交付税として戻ってくると。戻ってくるという言い方はおかしいですが、充当されてくるということですので、実質の負担率は、国、県が95%以上持っていただくと。あとの5%が町の一般財源ということで、大事業ですので大きな額にはなるかとは思いますが、そういうことですので大変有利な事業ではないかということからお勧めさせていただいたということでもあります。防災の観点もあります。

それから、そういうところからやっていただけるということでもありますので、玉城町として積極的にしていただけるということもお聞きしましたので、特に次のステップとしまして、この地籍調査を行っていくうえで、やはり町としましてももう22年からやっていただいておりますので、メリットとかデメリット、やはり考えていただいております。実は、私のほうもメリットといたしましては、土地の利用が非常に利用価値が上がってやりやすいというか、利用がしやすい。特に開発行為なんか出たときに、座標軸がはっきり、x yの座標軸で今、法務局は登記しますけども、その座標軸がはっきりしてきますので分筆もできるし、開発ができて売買なんかも非常に有利になってくるんじゃないかと、こういうメリットが生まれてきます。

それから、デメリットといたしますと、自己の財産が、例えば実測をしますので実測値と公簿上の面積、今の登記簿上の面積との誤差が出てきます。誤差で減歩したとき、自分とこの財産が減ってしまうというデメリットもあるんですけども、総体的にはメリットがあると私は考えております。

その点、町のほうでは、メリット、デメリット、この事業をやっていくうえでどう整理されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 松田幸一君。

○建設課長（松田 幸一） 北議員言われましたとおり、メリット、デメリットはもう北議員十分ご承知のとおりでございますので、町といたしましても、そういった土地に係るトラブルの未然防止とか、土地取引の円滑化、災害復旧時の迅速な復旧、そして、公共事業の円滑な進捗を図るといったこと、また、課税の適正化という意味においてもメリットがあるかと思っております。デメリットにつきましても、今、もう全て北議員言われましたのであれですが、実測値と確かに公簿上の面積の相違が生じるということは事実でありまして、面積が増えるときと減る場合があるところといったデメリットはございます。そういったところでよろしく願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 私の認識と担当課長の認識と一致したということで、ありがとうございます。

ます。

といいますのは、地籍調査を行えば正確な地積になると思います。これも国際基準がありまして、今のx y軸、いわゆる日本にも基準標準点がありますが、この点から出しているだけで正確なものが出てくれば、私、一番言いたいのは、課税の公平性も保たれるんやないかと思しますので、その点、税務課長、答弁よろしくお願いします。公平性が保たれるかどうか、その点どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑 良和君。

○税務住民課長（田畑 良和） メリット、デメリットということで今挙げていただきましたけれども、税の公平性ということからいきますと、正確な地積ということの公簿面積になりますので、そういう面では公平性が図られるというふうに理解をします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） いわゆる私、税の公平性といいますのは、固定資産税というのは町税の中の要としまして一番安定した財源であるというも常々思っておるわけなんです。法人税にしても町民税にしても景気の動向によって左右されるという税ではありませんので、固定資産税というのは一番信頼できる税やということで、その課税の根拠となる地籍調査をやはり進めていっていただきたいなところ思っております。

それから、最初にも述べさせてもろたように、膨大な土地の筆数があるわけなんですよね。それをするのにやはり時間はかかっていくと。そのために、今は建設課の中に係の中の一事務の中に入れてもろてあるわけなんですけども、この事業を本格的に展開しようと思えば、やはり町の体制も機構的に考えていただかなければならないと思うんですが、その点、町長さんのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やはりこの事業を現在も取組をさせていただいておりますし、今後におきましても、町の将来考えたときに大変基本的な行政の仕事ではないかと認識しておりますので、今も議員のほうからお話ございましたように、国もあるいは県も力を入れて財政支援をしていくという態勢で推進をしておるわけでありまして、それなりの町としてもさらなる職員の体制というものについても検討してまいりたいと思っております。そういうことで、このことを引き続き、体制として事務処理ができるようなことで、これからも工夫しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 町長のほうからご答弁いただきまして、実は玉城町さんも少数精鋭主義ということで大変少ない職員数で頑張っておられるというのが現状やと思います。それで、その中でこの事業を取り入れていただけるということは、体制も組み替えも含めて考えていっていただけたらなと思いますので、できれば係ぐらいは設置して、いわゆる事業やっとなるんやというふうなことぐらいはよろしく、これは私の願いとしましてお願いしたいと思います。

もう最後になりますが、いわゆる玉城町はいち早くこの近辺でしていただいた農地につ

いては、ほ場整備事業をいち早くやっていたいただいた地域でございます。ぜひ、国の行なう事業もやっていたらということですので、できるだけスピーディーにやっていたきたいと。

それから、もう一つは、最後にも申し上げますが、歴史的な事業でございますので、ぜひ、この点よろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。それから、引き続きよろしいでしょうか。答弁よろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） この地籍調査のことやないんですけども、先ほど北議員の発言の中に、液状化現象のことのご心配のご発言をいただきました。玉城町の今、約5,000世帯からのお住まいをいただいております地域の中には、以前、沼地であったところ、あるいは田んぼであったところを埋め立てられて住宅地として生活なさっておられるというところもあります。

そして、県のデータで液状化の心配の色塗りが以前なくされたことがありまして、えらいことやな、心配やなと思いました。しかし、先ほどの議員さんからの答弁でもお答えをさせていただいておりますように、先日のこの南海トラフ、東北復興の座長であります河田先生のほうへ直接、県のどこの市長でしたか、同席を一緒にしておりました方が質問なされましたけれども、液状化の心配は阪神淡路のときに起こりましたのは海辺の近く、あるいは千葉のほうでも起こりましたのは、まさに海辺の近く。何がというと、やはりこの細かい粒子の砂地でそこへ埋めたと。均一の土砂で埋めたとところというふうな地域は液状化起こりやすい。したがって、昔からの田んぼ、沼地を埋めたとところはそんな均一の土砂で埋めたとことはほとんどないだろうと。いろんな砂利やグリや土砂で埋めたとというところで大した心配はないということ、専門の河田先生がおっしゃっておられました。そういうことをちょっと付け加えさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 町長に答弁をいただきまして、次の質問に移らせていただきます。

有害鳥獣被害対策について。有害鳥獣につきましては、昨年一般質問されている件ですので、今回はちょっと視点を変えて質問をさせていただきます。もし重複するようなことがあればお許してください。

近年、イノシシや鹿、またカラスなどによる農作物への被害が各地で報告されておるわけでございます。昨年は、原、積良地区による鳥獣害防止のために国のモデル事業、すなわち両地区の里山にイノシシや鹿の防止対策として、電気の柵を張り巡らして防止する鳥獣害防止対策事業を実施したところでありますが、玉城町は、外城田、下外城田地区は度会町の山と接しており、里山のある集落は毎年農作物の被害があったなどとよく耳にするわけでございます。イノシシが収穫前の田をどろどろにして収穫作業が困難であったという話やら、鹿に農作物を荒らされたという話があちこちで聞くわけです。また、カラスに至っては町場ではごみ袋をあさるとかということがありますが、収穫前のトウモロコシが食べられたとかということで、本当に困った話が出てまいります。

そこで、お聞きするわけですが、玉城町として鳥獣害からの被害を防ぐためにどんな対策を講じておられるのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的な対策でございますので、産業振興課長から答弁をいただきますけれども、やはり今、議員からお話のとおり、イノシシあるいはカラス、ムクドリというふうなところでの被害がございます。町といたしましても、国の鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律というのが平成 20 年 2 月に施行されました。これに基づいて玉城町の鳥獣被害防止計画を策定いたしております。3 年ごとの見直しをしていくということでございますけれども、玉城町の猟友会の方に委託をいたしまして、その都度、対策を講じておるという状況でございます。具体的な内容は課長から答弁をいただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 具体的な対策ということで、大きくは、町長、ご答弁の中で申し上げたとおり、法律の施行に伴いまして玉城町におきましては防止計画を策定し、実施部隊として玉城町鳥獣害防止総合対策協議会というものを設置いたしまして、そういう中で町と一体となりながら猟友会の方々に駆除のほうを委託事業としてお願いをしておるとございまして。特に、玉城町におきましては、イノシシ、鹿が去年から出てきております。また、カラス、ムクドリという取組がメインでございます。

有害駆除、捕獲にあたります銃器というもの、そしてまた檻というふうな捕獲というふうなことをメインに実施しておるところでございます。特にカラス等につきましては、21 年度の交付金の事業の中で、カラス専用の大型の檻を 2 基購入をいたしました。そして、イノシシの捕獲檻もこの事業の中で増やし、岩出から原までの山沿いの間に 15 基の檻を設置しておるところでございます。23 年度につきましては、議員仰せのとおり、各地域からの要望を聞き取りまして、2 つの地域から要望のありました原、積良地区への電気柵等の設置を集落の方々と一緒になり実証的に執り行いをさせてもらったところがございます。また、この鳥獣害防止につきましては、柵の設置という部分だけでなく研修会などのソフト事業も執り行いをさせていただき、集落ぐるみで取り組んでいただいております。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君。

○2 番（北 守） 前回のときにもこういうことでご答弁いただいたということで、私、2 回も聞くような失礼な話をしたわけなんですけれども、今現在、わなや檻をしかけていただいておりますということで、大変ご努力なさっております。猟友会の方にも本当に大変なことやと思っております。

ちょっと話題を変えまして、本当に鹿やイノシシ、サルというの、サルはあんまりこの山で見かけるといっことはないらしいですけども出てくるということですので、ほいでちょっと 1 点、伊勢の農業共済組合管内というのは志摩まであるんですけども、被害額は昨年は水稻の共済金の支払いだけで 326 万 5,000 円程度あったと聞いておるわけなんですけども、

玉城町において被害額は昨年ほどのぐらいあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 玉城町におきます獣害の被害額ということでございます。今、議員のほうからお話のありました伊勢地域農業共済事務組合におけます被害、これは管内総額といたしまして23年度で326万2,000円ほど。また、22年度におきましては460万円ほど。21年度につきましては830万円ほどが伊勢農業管内の獣害の被害額でございます。これに係ります玉城町の分というようなことでございますが、これにつきましては玉城町としては農業共済の被害額としては上がってございません。しかし、玉城町が実施しております毎年、各地区からの被害依頼届が提出された区への被害状況調査を行ってございます。この調査によりますと、23年度の被害額といたしまして138万4,000円、22年度のほうは270万2,000円、21年度が261万9,000円という数字で推移しておるところでございます。また、23年度の被害の中で最も大きかったものがカラスの被害で、138万4,000円の内の65万円を占めておる状況でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 丁寧なご答弁ありがとうございます。実はこれは共済のほうですと被害がなかったということで、産業振興課のほうで被害額を把握していただいていたということでありがたく思うんですが、実は農家の方が本当に、私も現場見てきました。実はイノシシにやられたんやと言うて、あれ穂が出る前でしたか、田を搔いてと言うのか、くるくるくると廻って皆稲がこけてしまうと。ということで、お米は、私も小さいころから教えられたように米一粒も残すなど、米はお金なんやと。いわゆる昔からお金としての価値があるんやということで教えられてきた人間ですので、本当に農家の方が精魂込めて作った米をいとも簡単にイノシシにやられてしまうと。こういうことはもう胸の痛む思いでございますので、ちょっとそこら辺は聞いていただいて。次に何とか檻とそれから今わなというんですか、たくさん協議会のほうでしていただいてしてもろてますんですけど、実態として本当に捕獲できておるのかどうか。また、捕獲できなかったとしても何か他にそういう、来んな言うたってこれは防止する以外ないので、山から下りてくるわけですのでこれは防ぐことはできやんと思いますので、何か他に有効な手段があればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） まず、捕獲状況ということで、23年度の実績を報告させていただきますと、イノシシにつきましては48頭、鹿につきましては2頭、カラス465、あとムクドリ、ヒヨドリ等30羽ということで報告を猟友会のほうからいただいております。これはあくまでも捕獲という部分で、あと追い払いの部分がありますので、これは数値的にはつかんでおらないところでございます。

有効的な方策ということでございますが、これはまた、まずもっては餌付けというふうな部分もありますでしょうし、地域の中で一部で追い払いじゃなくて地域全体、大きなエリアの中での追い払いということ、そうして山へ返すというふうなことも大事な手立てで

はないかと考えておるところでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） かなりの実績を上げていただいております。ほいで、これにつきましては、やはり自己防衛以外にないんやないかとかいうふうになるわけですけども、行政のほうも一所懸命やっておりますので、この点は本当に農家の方も自分で自分を守るというのはおかしいんですが、そういう対策もやはり考えていかないかなのかなと思います。

ついでにと言うてなんですが、カラスはもう全町的にどこに行ってもおるわけですよ。例えば田丸地区でいきますと、ごみをついばんでしまうという。それで、黄色い袋やとええとか悪いとか、ごみ袋がええとか悪いとか、効果があるとかないとかというんですけども、何か産業振興課でPRとかいうか、こうやってしたら鹿にもええよとか、なんにでもええよとかいうて、前回の町長さんのご答弁の中には、人の臭いがイノシシは嫌いやとかいうことで人の臭いを付けよとかいうことがあったんですけども、そういうふうなことを全町的には鹿やイノシシということにはなりませんけども、カラスなんかについては何か有効な手段があれば広報っていうんですか、ITVを通じて流していただけたらとかPRしていただけたらとか、こんなことやってらどうやというふうなことをしていただきたいと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、対策ということで、餌付けをやはりしないのが一番というふうに思っております。

また、昨今、いろんなところで獣害対策の物品も売られておるところでございますが、やはり、個々で対応してもなかなか対応しきれないということになるろうかと思っておりますので、集落ぐるみでの地域の中での全体での取組というものを推進をしておりますし、また、生産者におきますくず果樹とか残渣を適切に処理をするというふうな、これは農家の方だけではなくて家庭菜園もそうですし、生ごみの処理の仕方もそうですし、そういうことも含めて意識改革というんですか、放置をしないということをも十分ケーブルテレビまた広報誌等を通じて、農家の方はじめ住民の方々に周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） ケーブルテレビなんかでも字幕だけやなしに、例えば実際に人物が登場して説明していただくとかいろいろ工夫があると思うんです。ほいで、よく分かるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

猟友会ということで、猟友会さんとの協力なくして駆除は難しいと思ひますが、猟友会と町との関係というんですか、これはどのようにされているのかお聞ひしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 玉城町猟友会につきましては、事務局を産業振興課のほうで持たせていただいております。実質、事務的な日本猟友会、県の猟友会の上部組織との

連携等もございますので、役場のほうで事務を受けさせていただいておりますが、実質的には猟友会の役員さんの皆さん方のご努力によりまして運営をいただいておりますのでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） ありがとうございます。猟友会のボランティアによるいわゆる協力をさせていただき、今後もカラスやイノシシ、有害鳥獣からの防止に努めていただきたいと思います。伊勢農業共済では、実は個人の農家に対して、防護柵等の防止対策の備品購入については3割共済から出ます。7割が個人負担ということになっておりまして、やはり自分たちの田は自分たちでメッシュの枠で囲ってあるわけですよ。あれ、大体1反でどれくらい要るのかなと思て聞いたんですけども、1枚500円で50枚くらいは、1反で50枚くらいで2万5,000円、その内の7割が自己負担やということですけども。そんなことで何か個人に対して補助をしてあげる。私は、ここでも言わせていただきますが、基本的には補助金をむやみに出すということは、町の将来にわたって約束してしまうこととなりますので、なかなか私自身は基本的には補助金出すことについてはあまりよくないと思っております。農家の方は本当に全体の方ではありませんので、何軒かの方やということですので額もそんなにはいかんと思うんです。そやもんで、何か個人に対してこの防護柵をしてみえる方に補助金を出してあげるという制度はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） まず、ちょっと伊勢農業共済のほうの補助制度のほうで触れさせていただきますと、まずもって7割を個人というふうなおっしゃられ方で誠に恐縮なんですけど、実際は経費の3割を上限とするという補助制度になっております。この制度につきましては、農業共済のほうは、当然水稻共済加入者が個人ということ、そしてまた国県の市町村も含めての補助対象が7割を超える場合については対象外ですよ。逆に言いますと、7割があれば農業共済の3割で10割でできると。個人の負担がないというふうな制度を農業共済はつくっておるということでございます。ですので、国の今、交付金事業を活用しますと2分の1の5割が国の事業、そして、それをうまく共済のほうの手続きをすることによって3割が上限として出ますので、その残り2割の部分が受益者負担の部分になるということになっています。ですので、丸きり個人で対応となりますと、議員仰せのとおり、3割の農業共済の助成しかないというふうなちょっと助成の捉え方によって若干ニュアンスが変わってこようかと思っておりますので、補足をさせていただきたいと思います。

それと、個人への助成ということでございますが、基本的には個人の助成は考えてございません。やはり、個々の対応では解決できる問題ではないということを考えておりますし、地域住民が主体となって有害鳥獣を寄せ付けないというふうな集落づくりを支援するというふうな基本的な考え方がございますので、国におきましても個々の対応の助成制度はありませんし、町におきましても同様の考え方をいたしたいということでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） ちょっと私のほうの認識が誤っておったようですけども、これは備品ということで、被害額が7割を超えた分についてですか。そこら辺がちょっとよく分からなかったんですが。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 助成制度の中での話で、購入の経費の3割が上限というふうな助成金の上限でございます。ですので、逆に国の補助を何も使わなければ7割が自己負担になります。国の制度を使いますと50%は国の助成がございまして、それにプラス農業共済の3割上限を使うことは可能であるということです。同時に併用することは可能であるということです。ですけど、国の制度のほうは個人対応はしておりませんので、1個人というとならえ方をすると、議員仰せのとおり7割を自己負担しなければいけないということになります。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） ここで質疑みたいな格好になってしまいますので、要は今、制度、個人に対するいわゆる農業共済は別にしまして、町として補助金をこれから考えていくかどうか。ぜひ、考えていっていただきたいと思うんですが、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 個人の補助金ということでございます。まず、もう少し触れさせていただきたいのは、国の交付金事業の内容でございます。鳥獣被害防止総合対策交付金ということで、大きくはソフト事業とハード事業に分かれております。これにつきましては、被害状況とか先に町長のほうから答弁させていただきました被害防止計画の内容によりまして配分額が市町によって異なっておる部分でございます。

積良また原地区で行いました実証事業につきましては、ソフト事業推進事業の中で実施をさせていただいております。これは10分10、国のほうからの助成金で対応を協議会のほうでさせていただき、また、地元のほうに対応しておるという状況でございます。これが23年度まで、ソフト事業につきましては10分の10、ハード事業につきましては2分1という状況でございました。

これが24年度になりますと、このソフト事業の部分も2分の1という助成制度に変わっておるところでございます。しかし、ハード事業の中で自力施工を行う場合は、資材費への定額補助が可能になったということもございまして、これらをうまく活用するというのを考えていくべきではないかと思っておりますので、個々の個人の助成ということではなく、やはり獣害対策につきましては個々では解決できない問題というふうに考えてございまして、地域の集落の皆さんとどういふふうな方法が一番いいのか相談、協議をさせていただきながら、その地域に合った手法をもって集落ぐるみでの支援ということで、これにつきましては普及所の専門員も加わりながら極力地元負担の少ない方法で対応を講じていきたいと考えておるところでございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今の答弁、よく分かりました。制度の内容につきましては、また別にいたしまして、町といたしましては、地域を中心としてそういう柵を作ったりなんかいいという国庫補助あるということですので、理解させていただきました。ちょっと私、冒頭言わせてもって、積良と原のモデル事業というふうに冒頭言わせていただいたんですけども、ちょっとここで、テレビを見てみえる皆さんに誤解を与えないでいけませんので、これは原と積良の地区の区長さんらが手を挙げていただいたということで、全区長さんに呼びかけをしていただいたんですよ。その結果、2つの区の方が最終的には残って手を挙げていただいたと、こういうのが実態ですよ。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 今、議員仰せのとおり、23年度の事業で取組をさせていただきます前に、22年度の段階での区長会また農事部長会の中で、獣害対策の23年度の対応につきましてご説明をさせていただき、地元の中で協議をいただき要望のある場合につきましては、役場産業振興課のほうへ申し出ていただくように周知をさせていただき、取組の要請があったところに対応させていただいたところでございます。

また、現在、1地区そういうふうなご相談をさせていただいたとる地区がございますので、この地区につきましても、先に答弁させていただいたとおり、地域に合ったやり方を普及所の専門員と協議をしながら、また地域の皆さん方とご相談をさせていただきながら対応を図っていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 国の事業のほう、ぜひ、またいろいろと研究していただいて、地元の負担がなるべく少なくなるような方策を打ち出していきたいと思っております。私のほうは補助事業ということで聞かせていただきまして、カラスやイノシシは来るなど言うても、これはもう避けられない話ですので、これを防止するというのでぜひ、町も個人も含めて啓発も含めていろいろとよろしくお願ひしたいと思っております。

私の質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北 守君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

(14時01分 休憩)

(14時11分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番 山本 静一君の質問を許します。

8番 山本 静一君。

《8番 山本 静一 議員》

○8番（山本 静一君） ただ今から、通告書に基づき町職員研修について2点ほど質問い

たします。

1点目につきましては、今までどういうふうな職員研修をやってこられたのかとお聞きしたいと思います。

資源のない日本が先進国に仲間入りし経済大国に発展したのは、国民の勤勉性もあるものの教育普及が大きな要因と考えます。現在、企業も生き残りをかけ、英知を活用し製品、商品の開発・改良に努め、発展を目指しています。

自治体は、活用する資源もなければ売る商品也没有せん。自治体の宝は人材で、磨かなければ光らず宝の持ち腐れです。市町村行政の原動力の源は、職員が知識を持った見識、洞察力、企画力につき、これらが行政運営の効率、すなわち住民サービスの向上につながると思います。これほど重要な職員教育をこれまでどのように取り組んできたのか質問いたします。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 山本議員から、職員研修についてご質問をいただきました。具体的な内容でございますので、後ほど、職員研修の実施の状況につきまして、総務課長から答弁をいたさせます。

今、山本議員の質問のお話の中に、今日までのわが国の発展についての一部ご発言もいただきましたけれども、今、地方やあるいは社会現象がどういう状況になっておるのかということも十分私たちは現状を把握をしたうえで、この地方の行財政運営をしていかなきゃならんと考えています。

つまり、人々の中に不安が広がっておる。あるいは若い人たちの雇用の不安というもの、なかなか就職に就けないというものもある。そして、地方にありまして、特に近隣の町でも、もうやがて高齢化率が50%近く確実に becoming という自治体もあるわけでありまして、そんな中で、やはりそれぞれの自治体が将来にわたって持続して発展をしていくためにどうあるべきなのかということで、直接この行政の仕事に携わらせていただいとる私たちが、もちろん議員の皆さん方のお力をいただいて町の発展を考えていかなきゃならんわけでありまして、そんな中で、先頭に立ってまず役場の職員がその行政能力を高めていくということは、これはもう当然のことでございます。いろんな町を取り巻く環境の変化というものを的確にとらまえて、そして、将来にわたって玉城町が発展を続けていけるように、絶えず研修、自己研鑽、そして力をつけていくということは基本的な問題であると思っています。今後も力を入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、後、担当課長から補足をいたさせます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 宏紀君。

○総務課長（林 宏紀） 過去3年間の研修の実績を答弁させていただきます。まず、平成21年度は、14回開催いたしまして延べ318名参加しています。平成22年度は、17回、583人。23年度は、19回、444人の参加をしていると。これが過去3年間の職員研修の実施状況でございます。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 先ほど林課長から答弁いただきまして、私も19年から23年まで5年間の研修内容の資料いただきました。そうしますと、5年間で83回、延べ2,746人がそういう研修と称するものに参加しております。

しかし、この中で、大体80%超が講演的なもの、本当にそういうふうな町職員の実務じゃなしに、講演というのは、例えば村山記念館で美術鑑賞が80人とか、人権教育研修が153人とか、圏域づくり研修が180人とかこういうことで、実質本当に町職員の能力を高めるそういう実務研修を診ますと、用地講習研修とか差押対応、用地取得実務研修、やさしい財政講座、法制執行研修初級、法務研修とこういう状況になっておりまして、先ほど林課長の中でそういうような回数とか受講者数は述べられましたけども、本当に先ほど町長言われた能力を高めるとかそう意味では、まだまだ私はその研修内容が不足というか、ちょっと不満があるなと思っています。

そういうことで、これ見ていますと、ほとんど三重県の三重県自治会館の研修で、これは大体見えますと1日短期間というようなことで、しかも受講料無料ということがございます。だから、もう少し内容の充実した研修が必要ではないかと、私は思います。

次に進めまして、次の関係は、今後、どういうふうに職員教育に取り組んでいくのかということで、お伺いしたいと思います。

私も現在見ておりますと、行政の事務は、法律が変わったり政権が代わり政策が変わると、その都度、対応に大変苦慮されているような状況かと思っています。最近では地方分権等が唱えられ、国、県の委任事項が段々段々こちらへ下りてくると。そうすると、より専門の知識が必要とされるんじゃないかと私は推測しております。行政事務を的確にスムーズに進めるには、職員の研修教育が不可欠です。いろいろな研修機関が県内外にありますが、このような重要な職員の取組方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） ただ今のご質問に対して、このことも現在考えております計画について、総務課長から補足をいたさせますけれども、やはり先ほどの答弁と重なりますけれども、玉城町を取り巻く環境がどんどん変化をしてきております。何かと言いますと、やはり国の政治が不安定であります。それで、なかなか当てになりません。そして、そんな中で地方分権あるいは権限委譲が動いてくるということもあるわけでありまして、また、町はありがたいことにあまり人口が減少しないということでもありますけれども、やはりそんな中にありましての、いつもご理解をいただいております医療費の増高、あるいは議員の皆さん方からもいろんなご支援をいただいております。やはり地域の絆、昔ありました玉城町のそれぞれの集落の人々のつながりというものが、少し弱くなってきておる。やはり絆の再生ということ。

そして、もう一つは、やはり一番大事にしていかなきゃならん玉城町の資源であります農地の保全をしながら、さらなる農業振興。そして、大企業と連携をした形での産業振興というふうなこと。そして、来年には20年に一度の遷宮のいわゆる各地域からいいチャン

スが訪れるということでありますから、何とかしてこの時期から、あるいは町の発展のためにどう取り組んでいくべきかということを考えていく、いろんな政策形成を、政策あるいは法務、そうした部分での能力というふうなものを職員が力をつけていくということも必要だと思ってます。政策形成能力と併せてやはり政策を実行していくという力というものも今は大事ではないかなと思ってますのと、先般も知事と1対1対談でお話をさせていただきましたけれども、やはり今の時代の子どもたち、あるいは大学生の皆さんの中にも、大変過去50年の間の家庭、あるいは地域社会あるいは日本全体の社会現象からの影響が、学生の心の中にも表れておるといってお話を賜ったことを知事と対談をしたわけでありまして、大変親御さんの子どもを育てる力というのは弱ってきておるわけでありまして。

そんな中で、カナダの保健省が推奨してくれております「Nobody is perfect」という誰も完璧な人間はおらんのだというテーマの中で、1グループ12人で応募をいたしまして、親御さんが本音で語り合えるというふうなグループ活動を三重県下玉城町からスタートさせていただきました。それをもう1グループ今進めておるわけでありまして。つまり、住民参加のこれからの時代であります。行政から指導型ではなくて、それぞれの親御さん、あるいは若い人たちが自らが主体的に自分たちの暮らし、そして自分たちの周りとの関係というものがどうあるべきか、あるいは将来の町づくりどうあるべきなんかなんかというふうなことを主体的に考えていけるようなそういう力をつけていく。そのためには何が大事なかなんかということでありまして。

そのためには、やはり、行政の職員として、このごろ横文字でファシリテーターとかいうて言うてますけれども、いわゆる進行役として、あるいはリード役として住民の皆さんとの間に入って誘導をさせていただくと、こういうふうな知識も力も技術も身に付けていくということが、これからの大きな課題ではないかなと思ってます。そんなこともやはり職員研修の中で力を入れてまいりたいと思っております。

後、担当課長から補足をいたさせます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今後の研修の取組でございますけれども、現在も例えば23年度もいろんな研修やらせてもらってます。例えば公営企業会計の研修とか法執務、税務実務研修、それからCADの研修、アクセスの研修、例規集の立案の研修という7回、こういうようないろいろやらせてもらってます。

その他に、これからも大事なところですが、職階別に求められた役割とその能力を身に付けてもらうために、2日ないし3日間かけてステップ型の研修を行っております。これ、ほぼ職員全員が受けるようになってますが、5段階に分かれております。初任者研修、2ステップ研修、3ステップ研修、それからマネージャー研修、管理職研修という格好になってます。これから先ほど申し上げたように、それぞれの役割と能力を身に付けていただくということを考えてます。

それから、先だって、ある企業のほうにまだ係長になってない職員25名が研修に伺いました。その中でもものづくりをやっている企業さんから学んだ中で、半数の方がそのものを

作っている企業からホスピタリティーということを学んでまいりまして、この内の半数の職員がそのことを感想というか行政に生かせることと特に挙げてます。ホスピタリティー、すなわち思いやりとかもてなしとか、自分のやっていることが相手にどのように伝わって好意を感じてもらえるのかということ非常に、ものづくりからそういうことを学んできたということで、非常に興味持ってますので、このことも中心にしながら今後、このホスピタリティーを中心とした研修もどこか探してやっていきたいなど、こんなことを今感じているところです。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 今後の研修計画お聞きしましたけども、先ほど林課長ではホスピタリティー、そういうことでさっきも申し上げました自治会館の研修ではほとんど講義的だと。広くその各人の知識なりそういうのは身に付きますけども、実務研修に対しては、本当に先ほど町長もおっしゃいましたけども、能力開発とかそういう研修はもう少し私は必要じゃないかと思えます。課長もご存じのように、毎年12月までに全国市町村文化研修所から市町村宛てに研修一覧表が送付されます。これはご存じのように、行政に関する内容が豊富で、研修期間も2日ないし最長は1週間ということです。やはり、各職員が独学で習得するよりも、よく深く習得するには専門家による研修が私は必要やと思えます。

そうして、その研修はどうかと言いますと、先ほど町長も言われましたけども、法的、いろいろな施策でなかなかそういうふうな手足を縛られとると。そういうすき間について、透すき間についてという表現は悪いですけども、そういう自分の知識を生かして行政運営に反映していただきたいと。

いいますのは、これは新聞で見ましたんですけど、橋下大阪市長が、地方で何かしようとするに永田町、霞ヶ関の壁にぶつかるということで、なかなか我々まだ小さな地方自治体、国、県なりの規制があつてなかなかそれ難しいと。そういう中で、どういうふうに創意工夫して町の行政運営に反映するかというのは、各人が研修したその知識を生かしていただくことだと思います。

私も全国市町村文化研修会行きますけども、その場合は本当に講演じゃなしに数値を使って計算機を使って手書きでして実践研修です。その中で主なやつ見てまいりますと、税法務では自治体の財源確保、市町村税の滞納整理、それから使用料等の徴収、債権回収のあり方と具体策、それから専門実務では、市町村税の徴収事務、さっきも度々午前中の防災関係でありましたけども、危機管理といたしまして地域防災の向上、災害直後の市町村の対応等、いろいろと本当に行政が直面するそういう専門知識を必要とするそういうケースが多々あると思えます。そういうことで、午前中の中では町長が政策形成の能力とか、そういった活用ということで、私のこういう提案した事項と同じ考えだなという感じしております。

昨日は、監査の方から県の滞納機構へのという話もございましたけども、あれは少額ではなかなか対応できません。そういう場合は、ここにありますような滞納事務の講習もございますので、ぜひともこういうのを受講するようにしていただきたいと。この場合は多

少金かかりますけども、これは後日に生きることですから、そういうことで、ぜひとも町長もしっかりとこういうふうな職員教育と予算をつけて、できましたら25年度でもそういうのに反映していただきたいと思っておりますけども、その点、いかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） もうおっしゃるとおりで、限られた人材の皆さん方が町のために、町が抱える課題、町が掲げるテーマ、このことに一丸となって取り組んでいかなきゃならんということでもありますから、それぞれの分野での専門知識をはじめ、やはり人間としての、あるいは公務員としてのあり方というふうなものもきちっと身に付けていただかなきゃならんと思います。これから、さらにそういった職員教育、充実をさせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 町長も職員教育の重要性を理解されてみえて、そういうことで取り組むということですので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

閉議の宣告

○議長（風口 尚） 以上で、8番 山本 静一君の質問は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日14日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(14時32分閉議)